

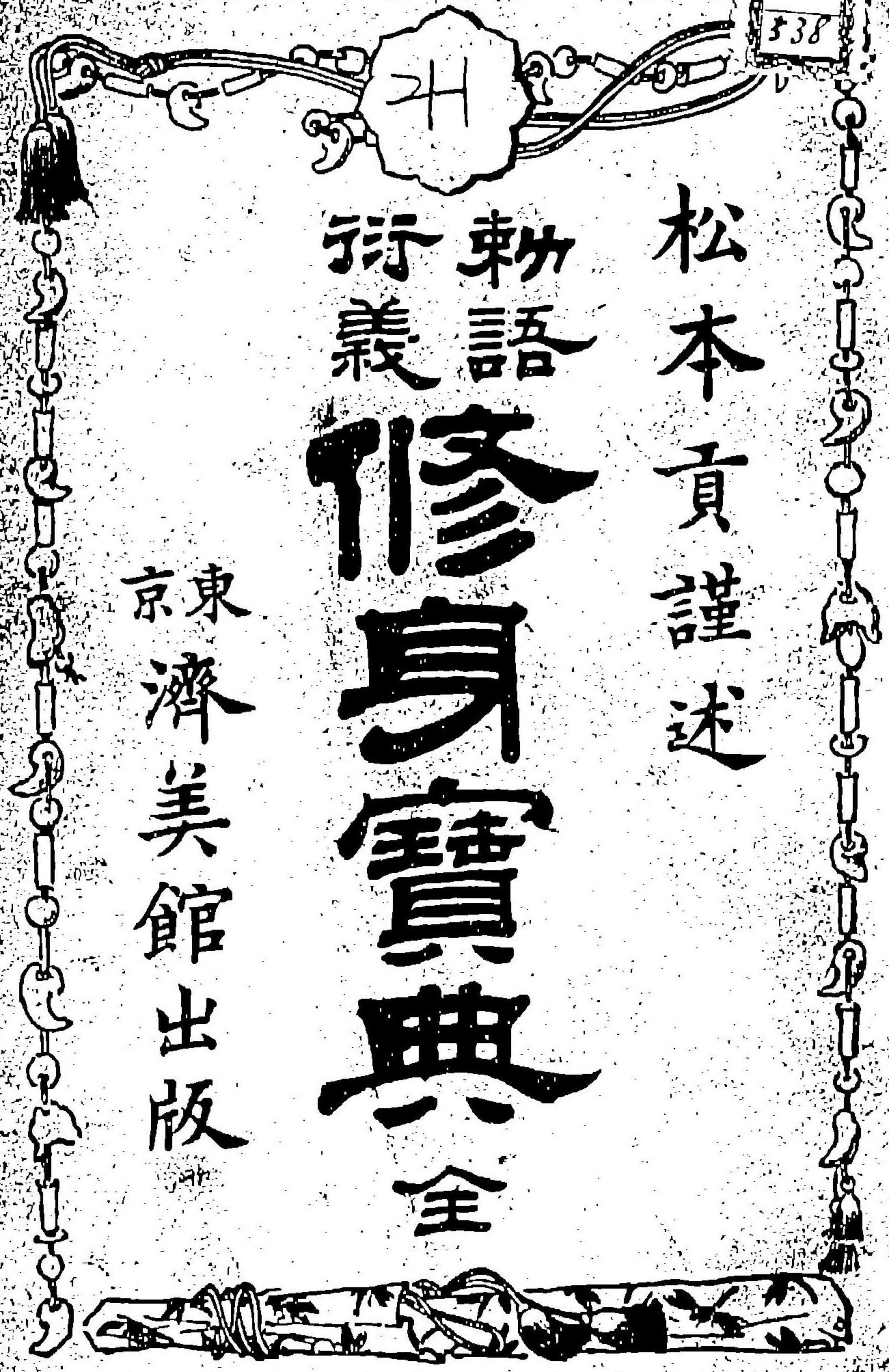
167  
538

新語  
衍義

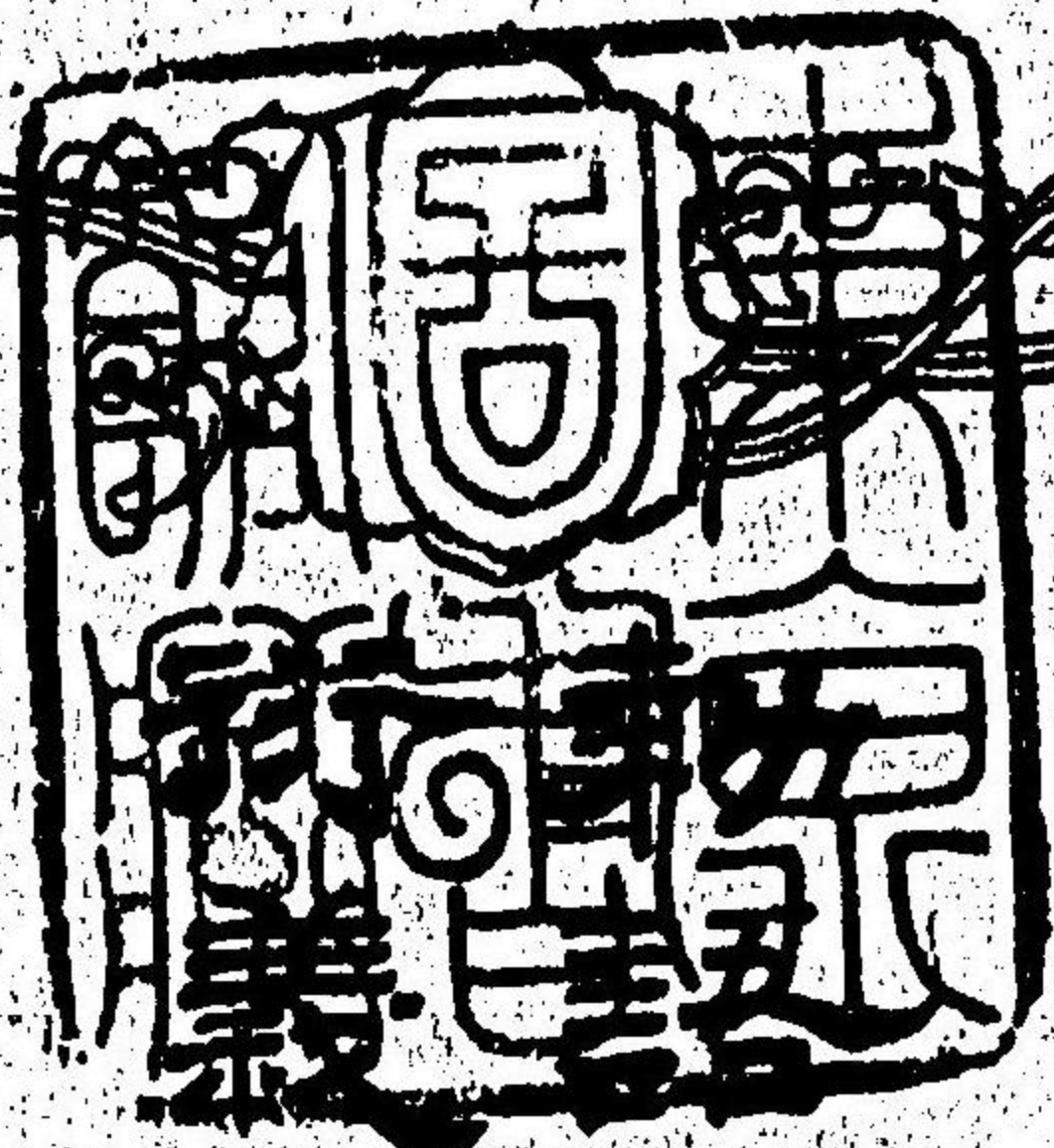
松本貢謹述

修身寶典全

東濟美館出版



特21  
618



松本貢謹述

修身寶典  
全

東京  
濟美館出版



# 修身寶典

## 凡例

凡

例

(一)

一本書は、明治廿三年十月三十日に下し給へる勅語の旨趣を、學校生徒并に一般の子弟に貫徹せしめんが爲めに、編集せしものにして、其体裁は、始めに勅語を衍義して、其要旨に通せしめ、更に聖賢の傳記を掲げて、列聖の徳化と臣民の美蹟とを知らしめ、以て事實に照し、格言に證して、聖諭を了解せしめんとせり。

一本書は、修身教授用掛圖に説明に供するを主とし、たれども、又單に本書のみを以て、修身書として、之を誦讀する處を得べし、これ修身寶典の名ある所以なり。

一本書を掛圖の説明に供するには、兒童の學力を考察し、

(二) 凡 例

毎編適宜取舍して之を授くべし殊に尋常科の兒童に、  
聖賢の善行を話説するには、勉めて語言を平易にし、事  
柄を簡略にせんことを要す。  
一本書に輯録せる聖賢の傳記は、極めて精確の事柄のみ  
を撰擇せり、殊に 今上陛下の御聖徳を記し奉るには、  
其筋につきて伺ひを経たり、然れども 陛下の聖業天  
の如く德澤地の如くなれば固より拙筆のよくすべき  
にあらず、且紙數限りあれば、其一斑だも悉さず、讀者之  
を諒せられよ

明治廿六年四月

編者 敬白

# 修身寶典目次

## 第一編 勅語衍義

- 一、緒言……………一丁
- 二、勅語衍義……………三丁

## 第二編 列聖の徳化

- 一、天祖と天孫……………二九丁
- 二、神武天皇……………三一丁
- 三、仁徳天皇……………三六丁
- 四、天智天皇……………四一丁
- 五、醍醐天皇……………四六丁
- 六、後三條天皇……………五一丁

## 第三編 臣民の美蹟

(三) 次 目

一、菅原道實の傳……………五七丁

二、楠正成の傳……………六二丁

三、平重盛の傳……………六八丁

四、楠妙沖の傳……………七三丁

五、徳計弘計二王子の傳……………七七丁

六、北條泰時の傳……………八四丁

七、山内一豊妻の傳……………九二丁

八、加藤清正の傳……………九八丁

九、新井白石の傳……………一〇五丁

十、徳川家康の傳……………一一六丁

十一、松下輝尼の傳……………一二二丁

十二、二宮尊徳の傳……………一二〇丁

十三、和氣廣盛の傳……………一二八丁

十四、紫式部の傳……………一三二丁

十五、塙保己一の傳……………一三四丁

十六、圓山應舉の傳……………一三九丁

十七、徳川光圀の傳……………一四五丁

十八、貝原益軒の傳……………一五二丁

十九、佐藤信淵の傳……………一五五丁

二十、和氣清麿の傳……………一六〇丁

廿一、林子平の傳……………一六四丁

廿二、楠正行の傳……………一七二丁

廿三、弘安の役……………一七八丁

第四編 今上天皇の御聖徳……………一八三丁

# 修身寶典

## 凡例

凡

例

(一)

一本書は、明治廿三年十月三十日に下し給へる、勅語の旨趣を、學校生徒并に一般の子弟に、貫徹せしめんが爲めに、編纂せしものにして、其体裁は、始めに勅語を衍義して、其要旨に通せしめ、更に聖賢の傳記を掲げて、列聖の徳化と我々祖先の美蹟とを知らしめ、以て事實に照し、格言に證して、聖諭を了解せしめんとせり、

一本書は、修身教授用掛圖の説明に供するを主としたれども、亦單に本書のみを以て、修身書として、之を授讀することを得べし、これ修身寶典の名ある所以なり、

一本書を掛圖の説明に供するには、兒童の學力を斟酌し、

(二)

毎編適宜取舍することあるべし、殊に尋常科の兒童に、  
聖賢の善行を話説するには、勉めて語言を平易にし、事  
柄を簡略にせんことを要す。

凡 例

一本書に輯録せる聖賢の傳記は、極めて精確の事柄のみ  
を撰擇せり、殊に 今上陛下の御聖徳を記し奉るには、  
勉めて謹嚴の筆を用ひたり、然れども 陛下の慈仁天  
の如く德量海の如くなれば、拙筆のよく記し奉ること  
を得ず、且紙數限りあれば、其一斑たも悉さず、讀者之を  
諒せられよ

明治廿六年四月

編者 敬白

### 勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克  
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實  
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器  
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲  
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉

シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ  
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫  
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬  
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ  
拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

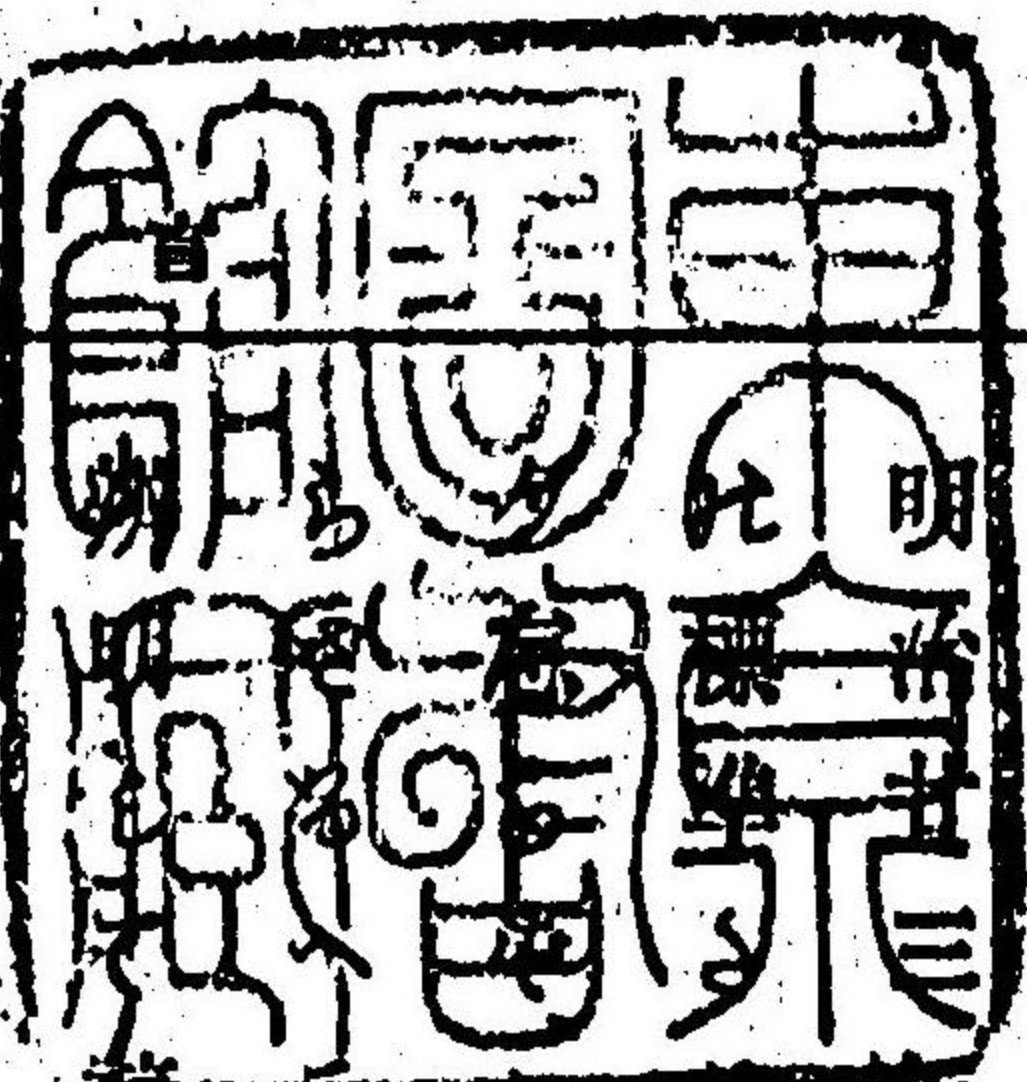
### 御名 御璽

## 修身寶典

松本 貢 著

### 第一編 勅語衍義

#### 一、緒言



明治二十三年十月に、下と給はりたる勅語ハ、我が國の道德  
も乃ふとて、我々臣民も、盡く之を遵奉して朝  
に思ひ、身に行ひて、陛下の大御心に對へ奉  
らす。殊に諸學校に於ても、能く聖諭乃旨趣を  
す。時の文部大臣芳川顯正氏の諭示に曰く、隨テ惟フニ我  
カ 天皇陛下、深ク臣民ノ教育ニ軫念シ給ヒ、茲ニ忝ク勅  
(一) 語ヲ下タシタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日



(二)

緒

言

夕省思シテ彌フ所ヲ愆ラシテ恐ル今勅語ヲ奉承シテ  
 感奮措ク能ハス謹テ勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ  
 學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉  
 體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルヘク殊ニ學校ノ式日及  
 其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラ  
 シムヘシト職ハ兒童を教ふるの任ニ在るもの、宜しく此  
 旨趣を體して、以て其突效を期せざるヘあらず。然れども  
 聖諭深奥にして、語簡あれば、唯之を奉讀するのみよてハ、  
 兒童より解さ難き恐れあまどせず、余淺學不才叩りに勅  
 語の解釋を爲すハ、固より嗚呼のわきあれども、聊か兒童  
 を教ふる一助ハ供せんと欲ス、敢て僭踰乃罪を顧みずと  
 て、思ふ所を述ぶ

二、勅語行義

朕惟フニ 皇祖皇宗國ヲ肇ムル事宏遠ニ德  
 ヲ樹ツル事深厚ナリ

勅 語 行 義 (三)

皇祖皇宗と申せば、天皇陛下の御先祖をさすことあれ  
 ども、うれを分ちて申せば、天照大神より神武天皇まで  
 を、皇祖と申し、その以下を皇宗といひ申し奉るなり、  
 天照大神、天孫瓊々杵尊を、この國の主と定め給ひ賢祚  
 のぞかえまささんことハ、天地と共に窮りあるべけん  
 と宜ひて、三種の神器を賜ひしあハ、皇孫勅を拜して、高  
 天原を立させ給ひ、日向の高千穂の峰に降りて、人民を  
 安撫し給へり、この後御三代の間ハ、日向に居給ひて德  
 を積み、仁を累ね給ひしあハ、民みを悦服しぬ、

神武天皇よ至り、九州悉く王化よ服せしかば、兵を率ゐて中州に入り給ひ、諸賊を平けて、都をここに定め給ひ、夫より山野を切り開きて、農事を興と、養蠶の法を傳へ、家屋を作ること教へて、人民を安撫と給ひけれど、其徳化普く人民に及べり、其後の列聖、皇祖の御遺訓を遵奉して、ひたすら此民に仁慈を施と、徳義を勸め給ひ、以て今日に及べり、故に、國を肇むること宏遠よ、徳を樹つること深厚ありとの仰せられぬ、

**我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ  
世々厥ノ美ヲ濟セルハ**

臣民とハ、我日本國ふ生れたるものを指すことあり、億兆とモ、多くの民、即ち國民を擧げていふあり、我臣民ハ

古より皆忠孝を重んじて、其道を行ひとよと、終始一貫以て今日に至れり、これ我が列聖に徳化ふ出でしものによて、其教へたるや、人の性情よ本づきたるものおれハ、人々に感深する事、速かにして且あつく、以て子孫よ流傳繼承して、今日までも、君主のありがたきと、父母の忝けなき事を、辨へぬ者なきに至れり、

**此我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス**

國體とハ、此日本國のすがさといふ事、精華とは、純粹よしてまじり無く、うるハしき所を云ふ

我國体の萬國に卓絶するものハ、實に忠孝の道篤きによれり

此國体の精華を成したるは、既往の教育、宜しきに叶ひたるものたれば、將來教育の方針も、此精華の源たる忠孝の道に基うさるべからず、されど、次代の臣民をして悉く忠孝の人とあらむ事は、まことお大切なる事おして、國光を宇内よ輝うすは、此道の能く行はるゝ否とにあるものなり世の教育を司る人、この事に深く意を用ひて、唯藝と智とを教ふるよ止らすして、此人道の第一ある忠孝の道を教ふる事よ、心を盡さざるべからず、

爾臣民父母ニ孝ニ

子によく父母に事ふるを、孝といふ、父母は、我を生み、我を養ひ、我を愛し、我を教へて、人と成し其の恩愛の深き

こと、山よりも高く、海より深ければ、孝經にも、人の行、孝より大あるはなしといひて、人倫の第一おおけり、されば、此勅語よ、孝を第一に掲げ給へり、又禮記にも、君よ事へて忠あらざると、孝にあらざ、官よ蒞みて敬あらざるは、孝おあらず、戰陣勇なきは、孝にあらざとあり、されば、何事おまれ、己の務むべき事を怠るは、皆不孝のわきあるをかし、

兄弟ニ友ニ

友といふ、兄弟姉妹の中善きをいふ、父母お次ぎて親きは兄弟あり、兄弟も、恰も同根より出てたる枝葉の如く、又左右の手の如し、故に、兄と弟を愛し、弟は兄を敬ひ、相親み、相睦みて、喧嘩口論せざるを、いふまでもなく、何事も

互に助け合ひて、其の發達を謀るべきを、兄弟の本分と申すべし、姉妹の間もまた、兄妹姉弟の間も、皆これお同おと心得べし、假令ひ、兄弟姉妹生長して、各々一家を成すも、其友愛は、毫も前日と變ることあるべからず、兄弟姉妹を有するは、金銀珠玉を有するに勝れりと知るべし、然れども、若し不和を生ずるときは、唯兄弟の間のみならず、他人も之を見て、其人を信せざるべけれど、兄弟姉妹の不和は、其家滅亡の兆と謂ふべし

### 夫婦相和シ

和とは、睦おくとして、逆えざるをいふ、夫は、妻を愛撫し、妻は、夫に柔順あるを、和の本とせり、夫も、体質強く、且才智も勝るべきを、常とすれば、妻を憐みて、其保護をかゝる、妻

は、夫に服従して、能く貞節を守り、非道の所行あき限りは、始終苦樂を共にするの念慮あくては叶えぬあり、又妻は、体質弱く、且常に控へ目よすべきものあれば、夫の妻を保護して、其幸福を得せしむるの心掛肝要あり、而して、夫婦各、本分あれば、互に其本分を務むるときは、一家和合して、其家繁昌すべし、即ち夫も、外に出で、種々の事を營み、妻は、家にありて、内を治むべし、殊よ小供を養ひ育つる事なども、全く妻たるもの、職あれば、育兒の事は、最も意を注ぐべし

### 朋友相信シ

信とは、事を差はざるをいふ、人朋友なけれど、何事も成すこと能はず、事業をかす人は、多くは朋友の助けによ

るものあれば、朋友の最も大切のものあり、然れども、朋  
 友に善あるあり、悪あるあり、若し、悪友に交はれ、其害  
 やいふに堪へず、而して、善友を求めらるるは、已先づ信實  
 ならざるべからず、諺に、類を以て集まるといへり、よく  
 く心すべし

朋友と、之を求めて得ず、かへりて求めざるに相合する  
 もの多し、十年同居するも、心合はされば、其の朋友たら  
 ず、一日相逢ふも、心合へば、則ち骨肉も及ばざるの親み  
 あり、且利の爲めに求むる朋友は、決して永久のものに  
 あらず、既に朋友とあれば、其友の爲めに、名譽も財産  
 も惜むべからず、是を眞の朋友といふあり、然れども、  
 如何程、親しき朋友なりとも、其道に缺けたらんには、言

を盡して、之を諫止すべし、強て朋友の義に泥みて、共  
 不義をあすは、思はざるの甚しきものあり、人の萬能に  
 長するものあらねば、互に朋友の智慧を假り、また手を  
 あることも多あるべし、これ朋友の貴きゆゑなり

恭儉己レヲ持シ

恭とい、行儀のうやうやしく、丁寧あるをいふ、儉とは、無  
 益は財を費さざるをいふ、又身の行ひの放恣あらざる  
 意味をも含む、人と、少しく富み、又ハよき身分とあると  
 き、驕り高ぶるの心出で來りて、人を輕蔑し、遂には世  
 の人々より疎まれて、身を破るゝ至るものあり、されば  
 恭儉ハ、身を修むるゝ最も大切のものあれば、幼より其  
 心掛肝要あり、されども、いかば恭じきがよきとて、餘り

恭に過ぐれば、反りて人よ容れられず、又いかよ儉約がよきとて、必要の費用を惜むとき、人に疎んせらるゝものあれば、人と我との釣合を考へて、其恭儉を行ふべし、然れども、恭よして容れざるも、高ぶりて人よ嫌むるゝより、遙よ勝れり、又儉よ過ぎて疎んせらるゝより、奢りて身を滅ぼすよ勝れり、飢えず、寒からず、風雨に侵されずとて、靜にこの世を過すを、人間第一の樂とす、さるゝより、何事も只々質素にして、清廉あらんことを務むべし、もし己が身の分限を顧みずとて、物を用ふることを慎まされば、遂に、その財を失ひて、困窮よ陥り、困窮あるがまゝに、色々の悪事をもあすに至るべし、されど、誰にても恭敬と儉約との二つを務め守りて、己が身を

を立て、家を失はず、能く忠孝の大道を勵み行ふことお心ゆくべし

### 博愛衆ニ及ボシ

博愛といへ、廣く他人を愛し憐む心をいふあり、人に向、おの愛の徳あるがゆゑに、互に相寄り、相集りて、平穩ある生活を營み得るあり、もし、人にこの徳あけきば、この世の安穩を得難く、彼の禽獸の社會と同じゝるべし、博愛の徳は、此の如く大切あるものなれども、これを施すよ、をのづから順序次第あるべからず、まづ一家を愛し、朋友を愛し、次に一村一郷の人を愛し、次に一般の國人を愛し、更にまゝ他國の人を愛し、延ひて鳥獸草木をも愛するの念ああるべからず、之を親愛を及ぼす順序

といふあり、若し己の家を顧みずして、只他人と睦み親むのみを以て、博愛なりと心得たるものあらば、是最も大なる心得違にして、勸語に父母、兄弟、朋友のことを先よして、此よ及べるを以ても、其聖旨のある所を察すべし

學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

學を修むといふ、學問を勉強することをいひ、業を習ふといふ、仕事に馴るゝことをいふあり、書を讀み、算術を學ぶと、即學を修むるにして、之を實用に供せしむる様より繰り返すといふ、即ち業を習ふあり、人の生れあからぬして、物ごとを知るものにあらざれば、幼少乃ときより、學問を

修り、また己の爲すべきわざを習はざるべからず、己も學習する所あるも、之を實際に應用することを知らざれば、寶を抱きて空しく朽つるや如く、始めより學習せざるもれど、大差なきものなり、故に己に學習する所を以て、之を實用に供え、以て國家に裨益することを、務めざるべからず

智能といふ、智慧と才能とをいひ、德器といふ、德と器量とをいふあり、物の道理を知り、事の善惡を辨別するといふ、智の働にして、之を實用に供して、世用をなすは、才能あり、德あり、己れに足りて、人に待つ無きを貴ぶものあれば、忠孝友和の道を行ひて、違ふことなきは、德の至れるあり、されど、己れの行ひ、道よ叶ひたればとて、人を待つに、道理

一編に傾むくときハ、まゝ其身の害とあるもれあれば、其器を濶大に志て、人を容るゝの量を備へざるべからず、徳を備へて、而して、其器濶大あれば、社會に立ちて、導信せらるゝや疑ひあはれ、されは、智能と、徳器とは、車の兩輪の如く、鳥の双翼の如きものあれば、其一を缺くべからず

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

公益とは、世人一般の利益をいひ、世務とは世の爲めを計りて、爲す所の種々の事業をいふ、人たるものハ、國に對する務めありて、各之を果さざるべからず、其國の盛衰ハ、一に此志の厚薄ハあるものあり、國民に志て公益を願みず、一己の利れみを謀るときは、其國の衰退ハ、目

の當りに來るべし、されハ、公益を興え、世務を開くハ、國民の本分あれば、力の及ぶ限り、其計劃をあすべし、官吏となり、教師とありて、其職ハ、勉勵志、農商工とありて、其業を繁昌あらむるときハ、公益とあるなり、然れども其目的、己ハ職務を盡すと、家計を豊にせんとするに在るものあらざ、未だ以て眞の公益を起す心掛といふべからず、彼の、學校、病院を建築する費用を寄附し、又ハ、道路を開き、橋梁を架けて、人の便を謀るを専らとするものハ、眞の公益を興すもれといふへし、又學理を研究し、器械を工夫して、世の利益を増進せんことに、心を勞し、以て其業を成すものは、世務を開くものといふへし、公益といひ、世務といへし、事大業ある様ハ、聞ゆまとも、毎



日行ひ得べきものにて、公益たり、世務たるものあり、彼の道中の石を片よせ、我家の前を掃除するも、公益の一端あり、又無智の人よ、規則を讀み聞せ、道理を教ふるも、世務を開く一端あるべし

### 常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

國憲とは、國の憲法をいひ、國法とは、種々ある法律をいふ、憲法と、明治廿二年二月十一日よ發布せさせ給ふ所にして、我國上古より、今日に至る御歴代の御遺訓に基きて、欽定あらせられしものかれを、我々臣民は、子々孫々千萬世よ至るまで、謹みて守り奉るべき大法あり、國法の、國民とるもの、一般よ守るべきものにして、其ヶ條ハ極めて多けれバ、之を覺ゆること中々容易あら

ず、然れども、其一己人に必要あるものハ、其中の一小部かれは、漸を以て之を知るべし、如何よ、己れよ不利あるよしとみても、又ハ人の知らざる所にて、決して法律に背くの、行ひあるべからず、要するよ、法律は主眼とする所ハ、吾等人民の、身分と財産とを安穩に保たしめんカ爲よ設けられとるものにして、吾等人民が、互に今日の世を安穩に過ごしめくことを得るハ、國法あるよよるものかれは、謹みてこれを守るべし

### 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

緩急の緩の字ハ、添字にて只急といふ義あり、義勇公に奉じとハ、忠義を守り、勇氣を奮ひて、國の大事にあたり身を捨て、國の爲に力を盡すをいふあり、抑、わが國の

人民の忠義と勇氣とに氣象に富み、國を守るの精神確乎たることハ、古來歴史上顯然とリ、昔弘安といふ年に支那より十萬の兵攻め來りしむるに、兵打ちてこれを西海に墜ふしとるも、全く忠義一途に身を委ねとれハあり、我が國にてハ、古來我より彼を攻めたること度々あれども、いまた彼より侵さむしことあり、是我々祖先カ、義勇の氣象ヲ富みたるカ故あり、されハ我等臣民たるものハ、天皇陛下の厚き大御心に答へ奉らんが爲に又ハ我々祖先の美風を失墜せよめんか爲み常々忠義と勇氣との心を養ひ不意の變事あらん日よ、國民軍よかえりて國の爲よ力を盡さむるべからず、常にハ如何なる物よりも尊く重き生命あれども、國の爲にハ、羽

よでも輕しと思ひて一步たりとも退くべからず、是我が臣民たるもの、常に心掛くべき所あり

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ

以てとあるハ、前の父母に孝より、義勇公に奉じまてを含みて、宜へるあり、天壤無窮の皇運とハ、前よも述べたるが如くわが皇室と、天祖大神の天日嗣は、天壤と共に窮まり無けんと言へせし如く、千萬世窮り無き國体あれハ、斯くも勅らせ給ひとあり

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナ  
ラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラ  
ン

是の如きはとハ、前の父母に孝にといふより、皇運を扶

翼すへしまでを承けて宣へる御辭なり、忠良と、忠義といふも同じ、分けていへば、平時に、真心を盡して仕ふるを良といひ、變事に身命を惜まざるを忠といふ、遺風といふも、遺を餘なり、風を教あり、俗ありとあれば、先祖よりのこせる風俗といふことよて、顯彰と、二字あがらあらはずといふ義なり、さて至善至美ある、我が國の君と臣との間柄に、我が皇室の御先祖がたが、御教訓の至れるよよるといふ言へ、一と、それ等の先祖が、忠孝の風俗を固く守るによるものあり、されば、それ等も、この善き風俗を守りて、之を子孫萬世に傳へ、永く先祖の恩みを受け、且其遺風を顯彰すると、子孫たるもの、本分たるのみからず、此の如く行へさきを、數千年來東洋に獨立

して、其國威を輝し、其國風を仰慕せられざるものも、遂よと外國の侮りを受くるに至るべし、何れの國ふても其國の獨立繁榮するものは、其國固有の教へありて、其教へを守れば、則ち國家榮え、若し其教へ紛亂するときは、人心離散して、終よに他國の爲め併吞せらるゝものあり、祖先の行ひとる教へを守ると、其祖先に孝あるのみならず、其國の獨立繁榮を圖る、第一の要務ありと心得べし

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

こゝに斯の道と宣へるは、忠孝の大道をさへせ給ふあり、我が國の開闢の初めより、大道の基本明に定立し、歴

代天皇の德澤、普く人民に身よ行き渡りて、この國體の精華と、風俗の淳厚とを致したる國柄なれば、彼の支那學傳はらざる、以前より行われて、今日に至るなり、後世支那學入りてより、其名現はれたるものよして、決して支那孔孟の教を本としたるよ非ざることを知らざるべからず、されば御歴代の御遺訓に、實に我が國德化の源泉に、とて、畏くも我々天皇陛下を始め奉り、下萬民の慎み守りて、一日も忘るべからざるものなり、子孫臣民の遵奉すへき所と宜へるも、亦此意を諭させ給ひたるあり

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス

古と今とを問はず、咸同一に行ふべきものなり、近世西

之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

洋各國と交通せしより、彼の學術を傳へて、政治、法律、萬端の事改良しとれども、道德の大本に、決して動あすべきものふあらず、之を動かせず、我國の獨立に影響するに目の當りあり、妄りよ、其國民の崇重する所を變せんとすれば、其國の精神を失ふものあり、故よ古今に通じて謬らすと宜はせたるあり

中へ日本を指し、外へ外國の事あり、斯の道と、獨り我が國の古今に通じて異からざるのみならず、廣く萬國に通じて、行ふべからざる處あしとの御辭あり、實に忠孝の二大道と、世界萬國、いづれの國にも、行はれざる所あるべし、是人に父母あきものなく、國に主領あき國

あけられはあり

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニ  
セシムトヲ庶幾フ

拳々とは、両手よて物を捧げもつ貌をいひ、服とは、着く  
ることをいひ、膺とは胸のことあり、それハ拳々服膺と  
いふ意は、両手よて貴重なる物を捧げ持ちて、大切に胸  
のあたりに着くる如く、習くも身を離さずとて、能く  
教へを守るをいふあり、畏くも 天皇陛下にハ、我等臣  
民と共に、斯の道を守りて、この國風を、益、顯彰せられ  
給はんことを望ませられとるあり、我が帝國の臣民た  
るもの、さゝる厚き大御心を體して、我が身を修め、我々  
家を齊へ、進みてと、人のため、國は爲ふ、利を起し、害を除

きて、聖旨に對へ奉らんことを念とせざるべからず

第二編 列聖の徳化

一、天祖と天孫

天照大神と伊弉諾尊、伊弉册尊の御子なり。光華明彩ありて、六合より照徹す、諸册二神乃命を受けて、高天原を始め給ふ、嘗て五穀を得て、以て耕植之道を教へ、蠶を得て、以て絁織の業を起し、又齋殿を建て、以て天神を祭り給ふ。

大神、皇子天忍穗耳尊を降して、豊葦原の瑞穂國を治めしめんと給ひしに、皇子之を辭し給ひしうへ、皇孫瓊々杵尊をとて降らしめ給ふ、瓊々杵尊、將に發せんとし給ふや大神八咫瓊勾玉、八咫鏡、天叢雲劍を、尊に授け、勅し宜はく豊葦原の瑞穂國に、朕が子孫の王とるべき地あり、爾皇孫就て治むべし、寶祚の隆あること、天壤と與ふ窮まり無ら

るべしと。是に於て、瓊々杵尊、群神を率ゐて、日向の高千穂峰に降り給ふ。是より先き、素盞鳴尊、此國に降りて、出雲に住と給へりしが、其六世孫大己貴命、高皇産靈神の子少彦名命と、力を戮せて、國土を經營と、又蒼生の病を治むることを知らしめり、皇孫降臨と給ふと聞き、此國を献じて去れり。

當時國の景狀ハ、荒漠たる原野にして、葦茅生ひ茂り、藪野たる森林打續きて、樹下數百里ハ、常に暗夜の如く、河水不時に暴漲して、人畜を沈溺せまめ、山林にハ、猛獸むらがり吼え、原野にハ、毒蛇おたかまりて、人の害をあすこと少からず、旅する人ハ、隊をくもて、猛獸毒蛇の害をさくも憩ふべき家もあく、飢をえのぐべき、食も得難けれハ、乾飯

を齎らし、木の葉を褥として、崖を傳ひ、山にのぼり、迂路を廻りて、過き行くのありさまありしに、皇孫降臨の後と、遠近王化に靡き、川を開き、道を作り、諸の害を禦ぐ器具をも造らしめ給ひければ、荒くれたる酋長も、次第に歸服し、九州ハ、神武天皇以前に、既に皇室に服従しける。

二、神武天皇

神武天皇ハ、御諱を神日本磐余彦と申し奉りて、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四子に在せり。天皇性聰明にまて、裕達大度あり、年十五の時、立て皇太子とあらせ給ひ、日向の高千穂に在まし給ふ。天皇嘗て、皇族、群臣を會して宣ハく昔我皇祖の、高天原より、此土に降臨して、億兆を撫綏せる茲に年あり、然れども、時鴻荒に属きて、僻遠の地、猶ほ未と

王澤は霜はず、群邑は雄長ありて、各境域を争ひ、相與に凌  
 轢す、朕深く之を憂ふ。且聞く東方に美地あり、四圍環繞、沃  
 野千里、實は天府の土ありと、今朕、諸賊を平け、都を之に移  
 と、以て天業を恢にせんと欲すと、是より於て、冬十月、天皇親  
 ら舟師を率ゐて、速吸門を経て、菟狹に至り、遂に進みて安  
 藝より、吉備に到り、官を高島に造り、以て舟楫を繕ひ、兵糧  
 を畜へ、大舉を爲すの計を爲し給ふ。明年二月、纜を解き、舩  
 艦相接と、旌旗天を蔽ふて、難波に抵る。三月、草香より龍田  
 に至らんとし給ふ、道狭く、且險よして、並ひ行くことを  
 得ず、因りて、轉じて、瞻駒山を踰え、大和に入らんとす。時に  
 長髓彦ある者、兵を起して、皇軍を遮ぎをり。孔舍衛坂の戦  
 ひに、皇軍利を失ひしうと、天皇宜しく、朕は天神の子孫に

して、日に向うて戦ふは、是れ天道に逆ふなり、若かず、道を  
 轉じ、日を負ひて戦ふにいと。乃ち、舟は乘じて、紀の海を過  
 ぎ、荒坂津は達と給ふ。此より於て、名草戸畔を誅と、又進みて  
 丹敷戸畔を攻めて、之を殺す。七月、菟田山を踰ゑんとし給  
 ふに、迷ふて道を失へり、適々鳥ありて、導きを爲しけれを  
 道臣命、木を伐り、路を披き、鳥の向ふ所を隨ひて進みける  
 八月、天皇人をして、兄猾、弟猾を招諭せしめ給ふに、弟猾  
 順して、皇軍に來りぬ、天皇曰く、兄猾何を降らざると、弟猾  
 曰く、兄猾、王師の當る可からざるを知り、官を構へ、機を設  
 け、天皇を欺き誘ひ、以て害を加へんとす。天皇道臣命を  
 して、之れを責めしめしに、兄猾懼れ、機に陥いりて死せり  
 九月、天皇、國見岳に上り、賊營を望み給ふに、兄磯城ハ、磐余



一軍と、赤銅ハ高尾張ニ陣し、八十梟帥ハ、女坂、男坂ニ兵を置き、勢猶ほ猖獗あり。天皇椎根津彦等に宣ハク、賊の據る所ハ、皆要害の地なれば、兵力を以て之を征するも、徒に時日を費して、効を奏すること易あらじ。如かず、天ニ祈り、神力を藉りて、之を平げんニハ。汝等天香山ニ登り、黏土を取り、以て祭器を爲れ。因りて椎根津彦等、倣衣を被り、笠を戴き、鏡を披て、翁嫗の状を爲して、賊營を過ぎ、遂に土を取りて還りければ、天皇之を以て、瓶壺各八十を造り、瓶ハ嚴瓮と名け、壺と平瓮と名け、以て皇祖の諸神に祈り給ひ。十月、天皇親ら八十梟帥を撃ち、椎根津彦ハ、赤銅を撃ち、大ニ之を破りぬ。

天皇人をして、兄磯城を降諭せしめ給ふ。兄磯城聽かず。更

に弟磯城を招かんとむ。弟磯城悦びて曰く、吾れ豈に干戈を以て、王師に抗せんやと、乃ち來り降りければ、天皇弟狛を以て、進めて兄磯城を攻めしめ、椎根津彦と前後これを夾撃して、兄磯城を斬りけり。十二月、天皇諸軍を督して、長髓彦を征す、饒速日命、長髓彦ヲ勇力を恃みて、遂に歸順の心なきを知り、これを斬りて來り屬しければ、其他の諸賊、皆風を望みて降り、中州悉く平き、海内始めて一統ニ歸せり。元年辛酉の正月、即位の禮を行ハせ給ひ、地を相して大和、橿原ニ都と給ふ。二年二月、功を定め賞を行ひ、道臣を築阪ニ、大來目を來目ニ封じ、珍彦を大和の國造となし、椎根津彦、弟狛等皆其賞に與ふる。四年詔して宣ハク、我皇祖の靈朕ヲ躬を光助と給ふ、今諸虜既ニ平き、海内無事あり、以て

天神を効祀し、用て大孝を申ふべきありと、乃ち、靈時を鳥見山に建て、皇祖天神を祭らせ給ふ。三十一年、天皇諸州を巡幸し、腋上、糠間丘に登り、四方を眺臨して宣はく、美なる哉國の形状、蜻蛉のとあめするか如しと、是に因りて、始めて秋津洲の號あり。御在位七十六年に、崩ト給ふ。御壽百二十七、畝傍山の東北に葬り奉る。天皇武力を以て、諸賊を討平し給ひ、亦能く仁を以て、民を撫え給ひ、亦あは百姓其德に懷き、各其業を勵み、皇室の萬歳を祈り奉らざるもの無かりき。

三、仁德天皇

仁德天皇ハ、御諱を大鷦鷯と申して、應神天皇の第四の御子にして、御母を仲姫と申せり。天皇御誕生の時、鷦鷯産室

に入るの祥瑞ありとを以て、遂に天皇の御名となせり。應神天皇、少子稚耶子を愛し給ひ、立て、太子と爲し給ふ。應神天皇、崩御し及びて、稚耶子、位を天皇に譲りて、曰く、皇兄ハ、寛裕にして慈愛深く、人心の服する所あり、且序を以て言へを兄みして、齡を以て、言へハ長あり、況んや、盛徳弟の及ぶ所に非ざるをや、宜しく皇統を承けて、天位を踐まらべし。且夫れ、先帝の我を以て儲貳と爲さ給ひしハ、才徳あるが爲め、非ず、唯私愛を以てのみ、吾れ豈命を奉ずべけんやと。天皇曰く、帝王の位と、一日も曠くすべからず、故に先帝、豫め才徳其器に當る者を選び、乃ち太子を以て、東宮よ立てさせ給へり、今吾れ不省と雖、豈に君父の命に背きて、臣子の道を虧かんやとて、受けさせ給はざりければ、稚

郎子、乃ち室を菟道に造りて、之れを避けられけるに。天皇  
 も亦避けて、難波に居り給ひ、三年の間、相譲りて王位を空  
 とくことたりける。海濱の人、魚を菟道に献すれば、太子曰く  
 吾れハ、天子ハ非ず受くべからざるありと。因りて難波に  
 献すれば、天皇曰く、既に太子の在るあり、我焉んぞ、之れを  
 受けんやと。往復の間に、魚腐敗しければ、海人感泣して、空  
 とく去りしとぞ。かゝりければ、稚郎子は天皇の志竟に奪  
 ふ可うらずと推し、意を決して自殺し給ふ。天皇變を聞き、  
 大に驚かせ給ひ、馳せて菟道に至れば、太子薨去して程經  
 にけり。天皇悲哀し、屍を抱き、泣きて太子逝けり、先帝吾れ  
 を何と思ひ給ふ。嗚呼我が罪大ありと宣はせ給ひければ、  
 太子忽ち目を開き、天皇に言へるやう、地下よして先帝に

見ゆるを得べ、必ず皇兄謙讓の徳を言へんと、言畢りて暎  
 と給ひぬ。天皇曰むことを得ず、て、天位よ即き、難波に都  
 と給ふ、之を高津宮と號す。天皇一日高臺よ上り、遠く郊野  
 を望みて宜しく、人家稀少にして、炊烟起らず、是れ五穀熟  
 せずして百姓困乏せるが故あらん、畿内よして此の如し、  
 邊境の地想ふべきありと。痛く愛憐の心を起し給ひ。乃ち  
 課役を復すること三年に及ぶ。爾來風雨時に順ひ、五穀豊  
 穰して、百姓殷富となりける。天皇復臺に上り、民家炊烟の  
 盛に起るを望み給ひ。朕ハ既に富り、復何を憂へんと  
 宣ひければ、皇后待坐し給ひけるが曰はる、やう、今宮殿  
 破壊きて繕はず、垣牆毀れて補はず、風雨漏りて寒暑を防  
 びず、何を富めりと申す可けんやと。天皇宜しく、天の君を

立つると是れ百姓の爲めあり、故に、君と、百姓を以て本と爲せ、百姓貧しけれを、君亦貧しく、百姓富めを、君亦富むなり、未だ聞あらず、百姓富みて、君獨り貧しきを、嗚呼とれ今日にして、吾心の安きを知れりと。是より於て、諸國の民、宮殿を修めんことを請ふも、猶ほ聽き給はず、後又請ふよ及び、遂に、許さ給ひけるよを、四方の民、老弱の糧を餉し、丁壯の材士を運送す日あらずして、宮城落成せり。

天皇、常よ百姓を撫愛さ給ひ、其便あることは、之を興し、害あるもの、之を除き、或ハ、渠を鑿ちて、海に通じ、或ハ、池を掘りて、堤を築き、橋梁を造り、原野を開墾し給ひけるにぞ、百姓大に其利よ頼り、益、殷富とあり、鼓腹擊壤とて、太平を唱へり。

御在位八十七年にして崩じ給ふ、百舌鳥野陵に葬り、追謚とて仁德天皇と申し奉る。

四、天智天皇

天智天皇、初めの御名を、葛城皇子又の名を中大兄と申し奉る。舒明帝の御嫡子にして、皇極帝の御所生あり。天皇、皇子ととりとどき、蘇我入鹿の専横に皇室を危ふせんとすの様子ありけれを、皇子之を除かんものと、竊に心を配り給ふ。時よ中臣鎌足と云ふ人、亦深く國事を憂へ、如何よもして蘇我父子を誅とて、皇室を安せんと志しける。或日、皇子法興寺にて、蹴鞠の催しありとに、折よく鎌足も此に在り、時に、皇子の靴脱しけれを、鎌足、蹴きて之を捧げ、皇子も亦、蹴きて之を受けさせ給ふ。是より日々に親近して、遂に

蘇我父子を誅するの計を定め、蘇我石川麿及び佐伯子麿等を引きて援とあし、専ら之れを準備をあたぬ。皇極帝の四年六月、三韓使を遣はして進貢す。皇子、此の時よ乘じ、事を果さんと欲し、豫め教を下して、約を定め給ひ、衛門府を戒め、十二通門を鎖ざし、以て往來を隔絶せしめて、皇子親ら長鎗を執りて、殿側に立ち給ひ、鎌足ハ弓矢を持ちて侍衛し、共に其状を窺へり。既よして、皇極帝大極殿に御し給ひ、入鹿朝服して、威儀を整へ、殿に入れり。皇子石川麿命じて、三韓の表文を讀ましむ、表盡きんとして、子麿等、敢て發せず、鎌足之れを促がせしに、子麿畏縮して、猶豫時を移す。石川麿、手戦き聲顛ひ流汗背を濕す。入鹿怪みて之れを問ふ。石川麿曰く、天威咫尺、覺にや此に至ると。皇子其の機を失はんことを恐れ、勇を鼓し、咄嗟入りて、急ふ入鹿を撃ち給ふ。子麿繼で進み、其一脚を斬りけるに、入鹿痛を忍ひ、匍匐して御坐を攀ちて曰く、臣何の罪あるを知らず、願くは天鑑を賜へど。帝、皇子に問ふに、給ふ。皇子伏し奏して曰く、入鹿專横よまて、多く皇族を滅ぼさ、猶將ふ天位を傾けんとす。臣等默視するを忍びず、竟に此に及ぶ。陛下幸よ之れを察せよと。帝起ちて内よ入り給ふ。子麿因りて入鹿を誅せり。皇子他の變あることを慮り給ひ、法興寺ふ入り、以て之れが備を爲し給ふ。諸皇子公卿悉く之れを趣く、

帝、入鹿の屍を、其父蝦夷に賜ふ。漢直等其の徒を率ゐて、蝦夷を助け、將ふ亂を爲さんとす。皇子、將軍巨勢德太古命

し、諭すよ順逆を以てせしむ、直等感得し戈を投じて散じ  
 蝦夷遂に誅ふ伏す。  
 皇極帝位を皇子に傳へんとし給ひしに、皇子、謙足乃言に  
 従ひ、密に奏して、孝徳帝ふ譲り給ふ、帝之れを嘉し給ひ  
 乃ち御位を、孝徳帝ふ禪り給ふ。而もて皇子は、皇太子とな  
 りて、孝徳齊明兩朝の政治を匡輔え給へり、  
 齊明帝崩御の後、素服して制を解すること、六年に於て遂  
 ち御位に即き給ふ、  
 天皇の御代、百濟、高麗、新羅、屢朝貢し、天皇亦能く之れを遇  
 し、永く交誼を結び給ふ。  
 天皇朝廷の禮節を制え、又行路相避くるの儀を定め、戸籍  
 を造り、盜賊浮浪を糾斷し、始めて漏刻を新室に置き、鐘鼓

を撃ちて以て時を警しむ。又學校を設け、秀才を徵え、五禮  
 を定め、百度を興し給へり。又嘗て、群臣よ命じて、律令二十  
 二卷を撰せよむ、之れを近江朝令と謂ふ。天皇御不豫の際  
 に當り、大海人皇子を召え、屬するよ後事を以てし給ふに  
 皇子固く辭えて受けず、謂ふて僧と爲り、吉野よ入れり。因  
 りて、大友皇子を立て、皇太子と爲え、近江宮に崩御し給  
 ふ、御歳四十六。  
 天皇學を好み、能く文を作り、又治體を明らに給ふ。皇太  
 子たるるとき、親ら漏刻を製し給へり。初め、天皇、齊明帝ふ從  
 ふて、西征し給ふとき、宮を朝倉山に造るよ、材木斲らず務  
 めて質素に從ひ、木丸殿と號す。天皇親ら朝倉木丸殿の歌  
 を製し給ふ、後世之れを以て神樂の曲と爲せり。

天皇又嘗て、倭の高安城を修めんと欲し給へども、當時百姓疲弊しければ、重ねて之れを勞せんことを慮りて、停めさせ給ふこと數々ありければ、臣民咸其の仁德を稱しけり。

五、醍醐天皇

醍醐天皇、御諱と敦仁、宇多天皇の御長子あり。御母ハ、贈皇太后藤原氏よしして、内大臣高藤の女あり。

天皇、御年十三よまて、御位に即き給ふ。時ふ猶ほ幼稚ふましまし、を以て、先帝詔とて、藤原時平、菅原道真を以て、政事を参決せしめ給ふ。初め、先帝書を以て天皇を誠めて曰く、賞罰を明らにまて、愛憎に感ふことなく、意を用ふること均平にして、好悪よ任することなく、深く喜怒を慎みて

弊色に形とすことあられ、治を有識に訪ひ、道を六經よ求めよ。藤原左大臣ハ、少年と雖ども政事を諳んず、以て輔導の資とあすべし。菅原右大將と、當今の鴻儒にして、深く政理よ通し、直言諱まず、是れ唯朕の忠臣あるのみあらず、乃ち嗣君輔弼の良臣あり、其れ之れを敬重せよと。

昌泰元年春二月、天皇、始めて群書治要を讀み給ふ。延喜三年冬十月、甲斐國に疫病行へる、を以て、一年の租を給復し給ふ。五年夏四月、大内記紀友則、秘書監紀貫之等よ勅して、古今和歌集を撰せしめ給ふ。是れより先き、平城天皇の時、萬葉集あれども、嵯峨天皇に及びて、唐詩を好ませ給ひ和歌幾んど廢せんとす。天皇常に之れを憂ひ給ふ、是ふ於て之れを興さんと欲し、此命ありけるあり。四月、天皇史記

を、式部大輔藤原菅根に受け給ふ。天皇、常に朝士の奢侈を流るゝを憂ひ、之れを禁ずれども已まず。時平嘗て、密に天皇と相謀り、故らに美服を著けて入朝す。天皇、伴り怒りて公卿に謂ひせたまひく、左大臣を宣ひく節儉を以て、百官の表とあるべきよ、反て其躬禁令を犯す、何を慎まざるの甚しきやと。時平之れを聞きて懼れ、第に歸り、門を閉ぢ、客を謝絶すること月餘をりければ、朝士相戒め、竟ふ奢侈の風、衰へにき。

延喜十三年二月、是れより先き、連年水旱ありて、穀登らず。天皇、深く之れを憂ひ給ひ、公卿百官に詔ひ、直言切諫して、隱諱する所あからむ。是に於て、式部大輔三善清行、意見封事を上りけるよ、天皇之れを嘉納し給ひき。此の夏五月

早を以て囚徒を免し給ふ。秋七月、疫痢痘瘡諸州に流行しければ、天下に大赦して、延喜十年以前の調庸の逋負を免し、猶ほ今年徭役の半を減じ給ふ。十二月、京師井涸れ、九月より雨ふらず、故に城市の中、飲むべきの水あり。天皇令して、庶民をして冷泉院神泉苑の池水を汲ましめけるよ、數日にして皆竭きぬ、既にして雨あり、民初めて蘇生の思ひをあせり、

延長元年秋八月、霖雨やまさりければ、幣を諸祠に奉じて之れを祈り給ふ。二年秋九月、凶饑を以て重陽の節を罷り給ふ。三年秋七月、復た旱しければ、神泉苑の水を引き、京南の田に溉がせ給ふ。七年秋七月、大に風雨し、賀茂河決し、山崎橋斷え、盧舎破壊し、人蕃流亡しければ、稻一萬束を發



として災に罹りし、百姓を賑し給ふ。八年春二月、京師大に饑えければ、米鹽を救與し、食を道路に設けて、飢人を救ひ、又檢非違使をして、疫癘を病む者は、施藥悲田の二院に移して、之れを療治せしめ給ふ。此の秋九月、天皇、病大漸に至りければ、位を皇太子に譲りて崩御し給ふ。御年四十六、遺詔として、厚く葬むることなからしむ。謚して醍醐天皇と申さ奉り、山階陵に葬りぬ。

天皇、嘗て寒夜に當り、御衣を脱がせ給ひければ、侍臣之を問ひ參らせしむ。天皇宜く、今や下民必ず凍餒する者あらん、朕獨り重襲するに忍びずと。其民を憐み給ふ、御仁徳の程、誠に仰ぎても尙ほ餘りあることよこそ。唯臆を信じて道眞を貶したるハ聖人千慮の一失と申すべき乎

六、後三條天皇

後三條天皇、御諱は尊仁と申さ奉り、後朱雀帝の第二の御子よ。さて、後冷泉帝の異母弟に在せり。御母は陽明皇后よ。さて、即ち三條帝の御女あり。長元九年親王と爲らせ給ふ。幼にして學を好ませ、大江匡房を師として、學び給ふ。長元元年、後朱雀帝よ。賜見し給ひ。時、御年僅うに七歳にあらせけるが。容儀端正よして、進退度ありければ、觀るもの嘆稱せざるはありき。

寛徳二年、後朱雀帝、疾に罹らせ給ひければ、位を後冷泉帝に譲り給ふ。是れより先き、新帝立つときは、必ず東宮を立つるを以て、例とあえければ、後朱雀帝之を藤原頼通に謀り給ひしに、頼通以爲らく、尊仁親王ハ、藤原氏の出に非ず

若し之を立てなむ、我に於て不利ありと。因りて對て曰く東宮を立つるは未だ早からんと、其後、藤原能信愨愨帝より申して曰く、陛下尊仁親王を以て、僧に属せんと給ふにや、臣御意を解する能はざるありと。帝宣はく、朕之を立て東宮と爲さんと欲す、いかで僧に托することの有るべきやと、能信曰く然らば速かに之を決し給へ、今日を過ぐべからず、若し今日を過ぎあむ、恐くは事故を生じて、悔い給ふの時あらんと。帝之れを悟らせ給ひ、意を決して親王を立てて、皇太弟と爲さ、能信を以て、東宮大夫と爲し給ふ治暦四年夏四月、先帝崩御し給ひければ、秋七月、御即位の禮を行はせ給へり。

延久元年三月、勅して曰く、寛徳二年以後に置く所の莊園

ハ、一切之れを罷む。縱ひ其以前より置くものと雖ども、契券判明せず、政務の妨碍とあるものハ、悉く之れを廢止すと、時に權貴多く莊園を占めて、國司郡司の命令を受けず、貢租をも納めざりしを以て、此の令を下し、あり。

此冬十月、記録所を置き、天皇親ら政を聽き給ふ。天皇資性聰明敏達に於て、事を處する果斷に渡らせ給ひ、東宮に在ますこと二十余年、學を好み、徳を修め、國家の事を明習し給へり、御位に即き給ふに及びて、痛く藤原氏の權を抑裁して、專制を得ざらしむ。關白頼通快々として樂まず、遂に病に托して、宇治に屏居し、教通は相位より在るといへども、唯員より備はるのみありき。

時に、源師房、大江匡房賢才の盛名あり、天皇此の二人を任

用と給ひ、賞罰公平にして、請施行ハれず、上下肅然とあて容を改む。

天皇、量法を製せんと欲し給ひ、自ら籐竹を抽きて、以て之れが準とあし、藤原資仲をして、器を造らしめ、盛るに庭沙を以てし、之を試むるも、斗、升多寡其度を失とす。因りて之を州郡に頒布す、後世之を延久量と謂ひ、又宣旨楨と稱す。又容一解許の方器を作り、石を以て鐘とあし、之を試むるに、權衡宜しきを得て、輕重差ハす、今に至るまで、其器傳へて穀倉院に在り。天皇の心を盡し給ふよし、概ね此乃如し。群下の手を束ねて、親裁を仰けるも亦宜べからずや。御在位僅し四年にあて、御位を皇太子に譲り、尋で崩御し給ふ。舉世其の御短祚を、惜み奉らざるよし。

天皇質素を尚ひ、御扇よハ檜柄藍紙を用ひ、御膳ふは乾魚を炙り、胡椒を粉す。嘗て華靡の風俗を矯めんと思召され、石清水よ幸と給ひけるも、鹵薄を觀る者の中、車よ金飾せるものありしかば、天皇乘輿を駐めせらき、盡く之れを剔去せしめ給ふ、後賀茂に幸し給ぬに、一も華美なる車を見ることなかりしとぞ。

第三編 臣民乃美蹟

一、菅原道真の傳

菅原道真ハ、小字を阿呼と曰ふ、參議是善の第三子あり、生れおがらよえて穎悟、歳十一乃とき、是善、詩を試ましむるに、道真、即坐に一詩を賦ふける、宇多天皇乃貞觀中、文章生に擧げられ、得業生とあり、下野權掾を授けらる、試験よ及第するに及びて、玄蕃助とあり、少内記に任せらる、後式部少輔文章博士よ登けられ、權大納言右近衛大將よ累進す、宇多天皇、久しく藤原氏の擅恣を患へさせ給ひ、とうとも滿朝悉く藤原の一族ありけれハ、叔慮を勞せさせけるが、道真ハ學徳共よ高く、政務に練達せるを覽そなはし、次第に重く用ひさせ給ひけり、斯くてその後、宇多天皇御年三

十乃とき、御位を皇子敦仁親王に譲らせ給ふ、醍醐天皇是なり、是れ藤原氏の威權を殺ぐべき、計畫を爲し給へることよして、道真と深く謀らせ給へる所ありと云ふ、故に醍醐天皇を以て道真を信任せよめ奉らんと欲し、特に内旨を傳へ給ふ所あり、且つ醍醐天皇の御位に即あせ給へるに、偏に道真の賛劃あることをも示し聞あせ給へり、されば醍醐天皇も道真を信任せ給ふこと厚く、道真亦右大臣を以て勵精して政を勉め、裁決、水の流るゝが如くありければ、上下其才識を褒め稱えけり、

時に藤原時平左大臣より、天皇以爲らく、左右大臣並ひに朝政を執らば、統一する所なし、若かず一に歸せんよはと、因りて道真を召し、天下國家の事、汝宜しく專任して裁決

すべしと、諭え給ひけるに、道真固辭して御受けせざりき、時平ハ、かねて道真の寵任厚きを嫉ましき事に思ひけるに、此の密諭を洩れ聞きて、心益々不平を懷けり、時平仁明の皇子、源光、藤原定國等、道真の下に屈するを悦びず、藤原菅根も、亦嘗て道真を怨むことありしかば、時平ハ、これに結托し、力を協せて、道真を構陷せんことを圖り、遂に天皇に奏して曰く、道真異圖を抱き、遂に廢立を謀ると、蓋し道長の女、齊世親王に適けるを以て、親王を立てんとすといへるなり、時に天皇御年尙不壯に在まし、かた、此の讒を信じ給ひ、俄かに道真を貶して、太宰權帥とあむ、其男女二十三人を各々別所へ配流し給ふ、宇多法皇親しく天皇に面して、之を救えんと、到らせ給ひしと、時平官門を閉ぢ

てこれを拒り、

道真京を出づるとき、法皇は奉りて歌に

流れ行く我のみくづとありぬとも

君しぢらみとありて止めよ

又妻子に別るとて、よみし歌に

君が住む宿の梢の行く行くに

隠るゝまては願みしはや

又紅梅殿の梅花を看て、感ずる所ありければ

東風吹あを匂ひをこそよ梅の花

主あしとて春を忘れを

と予詠しける、其心中の程推し量るべし

道真、太宰府へ移されて、後も君を思ふの心いとふかく、折

えも九月十三夜は會ひければ、去年の今夜、月見の御宴に

侍りて御衣を賜はりしことを思ひ出さければ

去年、今夜侍、清涼、秋思、詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香、

又九月十五夜の詩ふ

黄装、顔色白霜、頭、況復千餘里外投

昔被采華、簪組縛、今爲貶謫、艸萊囚

月光似鏡、無明罪、風氣如刀、不破愁、

隨見隨聞、皆慘慄、此秋獨作我身秋

其詩其歌を傳へさくもの道真の冤を知りて涙を流さけ

り、斯くて配所に在り、文墨に託して、自ら遣りけるが、延喜

三年二月廿五日病みて薨す、享年五十九、筑前の安樂寺に

葬りぬ、後年に至り、道真の冤罪明白ありければ、朝廷にて長く其忠誠を顯とさん々ため、京都の北野に社を建てて天満大自在威徳天神と稱して、祀らせけり

初め道真の旨に在るや、三善清行其終りて令くすまじきを知り、一書を與へて其退位を勸めしかば、道真の純忠ある、其身の利害を顧みるに暇あらずして、遂に其諫を用ひざりきとぞ、

二、楠正成ノ傳

楠正成ハ、左大臣橘諸兄の裔あり、父を正康と曰ふ、世々河内の金剛山の麓に住す、母志貴山の毘沙門に禱り、正成を生む、故に小字を、多聞と稱せり、

元弘元年、後醍醐天皇、北條高時の兵を避け、笠置山に幸じ

給ふや、正成勤王の志あるを聞き、藤原藤房をして之を徴さまむ、正成感激えて、直ちに行在に詣りければ、天皇喜ひ給ひ、御前に召して親しく賊を滅すの策を問ひ給へり、正成對へて曰く、逆賊暴戻にして自ら亡滅を招く天誅加ふる所勝とざるの理あらんや、但東兵ハ謀なけれども勇あり、力を以て之を争ハ、勝敗未だ知るべからず、智を以て之を屈せば、與ふ易きあり、然れども成敗ハ、兵家の常なり、小岨に遇ふも、願くハ聖慮を煩ハ給ふ勿れと、辭を歸りて赤坂に城き、行在急あれハ、駕を此に迎へんと計りける、城未だ全く成らざるに、賊軍三十萬、勢に乗トて來り攻む、正成兵五百人を以て之を禦ぎ、屢々賊を苦む、然れども、遂にハ衆寡敵せず、糧食繼がざるを慮り、城に火を掛け

自焚ふるもの、如くもて、金剛山に入りぬ、  
 既にきて、正成兵五百を以て、赤坂を攻め、賊將湯淺定佛を  
 降さ、其の兵を并せて、和泉河内を徇へ、至る所に賊を破り  
 尋ぎて金剛山より千刃破城を搆へて、之に據り死力を盡し  
 て禦ぎけむ、賊遂に抜くこと能はず、時より諸國勤王の兵  
 起り、天皇隠岐を逃きて伯耆へ還り給ひ、尋て京師陥り  
 車駕還幸と給ふ、正成乃ち兵七千を率ゐ、兵庫に迎駕せし  
 に、天皇親ら正成を勞と給ひ、大業の速のに成る、一に御  
 力に頼るありとの、勅を賜れり、正成拜謝して、曰く、陛下  
 の威徳を藉るふ非ずんば、臣安ぞ死を免れて、再び天日を見  
 ることを得んと、乃ち前驅して、京師に入る  
 延元元年、足利尊氏、闕を犯し、官軍敗績とけられ、天皇延暦

寺に幸し給ひける、正成諸將と與に行在を守り、兵を發し  
 て京師に入り、火を放ちて、賊軍を掩撃とけられ、賊軍大よ  
 潰に尊氏竟し西へ走りぬ、  
 後尊氏、直義と大兵を引き、水陸並びて東上するに及び、天  
 皇正成に詔して、之を討とせむ、正成奏して曰く、賊九州の  
 軍を率ゐて、東上す、勢必ず猖獗あらん、然るも今疲兵を以  
 て、之に當らば、勢當り難からん、宜く義貞を召還し、再び陣  
 を山門に移し、賊をして縦ふ京師に入らしめ、臣ハ、河内に  
 還りて近畿の兵を招聚し、河尻を塞ぎ、糧運を絶ち、賊の疲  
 散するを待ち、前後齊しく相進まば、一舉して斃すよとを  
 得べし、願ふに義貞の計も亦當り此に在るべし、願くハ再  
 慮を加へたまへと、衆皆之を然りとせしに、獨り參議藤原



清忠これを不可ありとて、天皇に奏して、速に正成を遣り  
 義貞に加勢せしむ、正成即ち兵七百騎を率ゐて發し、櫻井  
 驛に至り、賜ふ所の菊紋作りの刀を出し、之を子正行に與  
 へ、且つ誠むるは賊を滅ぼし、天下を匡すことを以てし、河  
 内に遣り歸し、進みて湊川に到りて、義貞に面し、敵や遲し  
 と待受けたり、賊の先鋒細川定禪、舟師を率ゐ、紺邊に向ひ  
 けれど、義貞軍を抜きて赴き拒ぎける、既よして直義の軍  
 兵庫に進みければ、正成之を望み、弟正季に謂て曰く、我が  
 軍隔絶して、前後敵を受く、智計窮まれりと、乃ち進みて直  
 義の陣ふ當り、縦横奮撃を、幾んど直義を獲んとす、尊氏六  
 千余人を遣りて、後を斷つ、正成回戦すること數次、身二十  
 余創を被りえかば、これまでありと弟、正季に謂て曰く、今

死して魂を何れの所に托せんと欲するか、正季笑て曰く  
 願くは七たび人間に生れて、賊を滅ぼさんと、正成怡然と  
 して曰く、我も亦其心ありと、遂に交刺して死す、正成時に  
 四十三、一族及び殘兵悉くこれよ殉死せり、天皇追悼し給  
 ぶて已まず、正成に正三位左近衛中將を贈らる、今兵庫縣  
 ある湊川神社ハ即ち正成を祀れる所あり

(論語)

(孝經)

- 君ニ事ヘテ、能ク其身ヲ致ス、
- 孝ヲ以テ、君ニ事フレバ、則チ忠、
- 臣ノ其君ニ事フルヤ、心ヲ盡シ、力ヲ盡スベシ、
- 國ノ厚キ恩ヲ荷ヘバ、忠義ヲ以テ、國ニ報フベシ、
- 君子ノ上ニ事フルヤ、進ミテハ忠ヲ盡サンコトヲ思ヒ、退

○キヲハ過ナキ補ハンコトヲ思フ、  
○人ノ臣トシテハ、義ヲ重ンズルコトヲ知リテ、二心ヲ狹ムベカラズ、  
(自修編)

○君ニハ、敬ヲ主トシテ、愛ヲ行フベシ、敬畏スルノミニテ、心誠ニ愛セザルハ、忠ニアラズ、臣タルノ道立タズ、

(大和俗訓)

○すめらみくみものゝふはいなることをおつとむべきたゝ身よもてるまごゝろを君と親とよ盡すまで

三、平重盛の傳

平重盛ハ、清盛の長子あり、天資忠謹ふして純孝、武勇亦人お絶く、保元平治の亂に大功あり、從四位上よ叙せられ伊豫守に任ず、

承安四年、藤原成親黨を結び、竊かよ平氏を滅ぼさんとす  
るや、事顯れて捕へらる、清盛武士に命して成親を斬らし  
めんとせしよ、重盛之を諫めて止む、清盛、事、後白河法皇よ  
連ると聞き、法皇を幽し奉らんと欲し、大に子弟臣僚を召  
まければ、平氏の一族、戎服して清盛の第に集まりぬ、重盛  
烏帽直衣を着けて、清盛の第に至る、清盛素絹を取りて甲  
冑の上よ尚へ、出で、重盛よ謂ひけるやう、吾れ西光を拷問  
して、備さふ其の情を得たり、成親の密謀ハ、實に法皇に由  
る、我れ今法皇を他所に徙し、以て禍本を除かんと欲する  
ありと、重盛涕を垂れて曰く、今大人の舉動を視るに、悲懼  
交々至りぬ、夫れ吾が家ハ、桓武の苗裔と雖ども、中ころ衰  
へて顯たれず、平將軍が將門を討するの功あるも、賞ハ受

領に止れり、刑部卿得長壽院を造くるに及びて、始めて昇殿を聽さる、人尙ほ以て異數となせり、然るに大人に至りてハ、位人臣を極め、不肖重盛の如き、叨りに顯要に居り、現今一門の采邑ハ、殆んど天下に半バト、寵榮極まれり、今忽ち隆恩を忘れ、皇威を蔑よせむ、神人共ニ怒り、覆滅せんこと遠からむ、重盛深く之れを惧る、縱令大人國恩を顧みず、忍びて之を爲すも、重盛決して命を奉せず、部下に死士二百あれど、以て法皇を護り參らせん、然りと雖ども、子を以て父に抗するも、亦た忍びざる所あり、曩きに、義朝父を害せしハ、君命と雖ども、悖送とるを免かまはず、嗚呼孝あらんと欲すれば、忠あらす、忠あらんと欲すれば、孝あらむ、重盛の進退茲に谷まりぬ、言若し聽かれされハ、請ふ先づ重盛

の首を斬り、然る後ハ事を發せられよと、且つ泣き且つ諫む、清盛曰く、我れ餘命限りあれば、唯子孫の計を慮るのみ、汝善からずと爲せば、止まんのみと、起ちて内ヲ入る、重盛諸弟を責め、又將士を戒めて曰く、汝等慎みて我の言を守り、敢て妄りに動くこと勿れ、果して大人ヲ從ハんと欲せば、必ず先づ我れを斬れと、既ハ第ハ還りて、憂慮措く能はず、乃ち急を報じて戒嚴す、將士皆謂らく、沈重の公にして此の如し、必ず大事あらん、後くる可からずと、争ふて小松第ハ集まる者、二萬余に至りぬ、是に於て平家貞、及子貞能をして、清盛ヲ言ハしめけるやう、法皇大人の謀を聞き、震怒し給ひ、重盛に討伐の詔を下せり、兒大人ハ非常の事あるよ至らんことを恐る、故ハ二人を遣はして、守護せ

志む、兒身を以て固く哀を請へり、大人幸よ恐怖せらるゝ  
 勿れと、清盛大に惶惑して、曰く唯々内府の爲す所のまゝ、  
 あらんと、二人還り報せしよ、重盛涕を流して曰く、我れ權  
 道を用ひて、父の過を救はんとして、反つて其の心を傷まし  
 む、我が罪大ありと、泣きて止まざりき、頃くありて、出で、  
 兵士を勞して曰く、諸君期約を守れるハ、信義の程嘉すべ  
 と、唯々今日の事は、誤聞に属すれば、宜しく速に罷め歸る  
 べし、後幸に紐れて、常とする勿れと、うくて清盛の跋扈日  
 に甚だまろりければ、重盛憂懼えて寢食を安んぜず、一夜  
 頼朝神に祈り、父の首を斬ると夢見けるが、覺めて後悲み  
 泣けり、適子維盛來りければ、留めて酒を飲ましめ、賜ふに  
 太刀を以てす、維盛以爲く、傳家の寶刀小烏ならんと、既ハ

して之れを視れど、無文刀なりけるにぞ、維盛色を失へり、  
 重盛曰く、汝深く怪む勿れ、此れ大臣の葬時に佩ふる所な  
 り、家君百歳に後、我れ將さみ之れを佩ひんとす、今我れ思  
 ふ所ありて、汝ハ與ふるありと、維盛悲泣えて退きぬ、幾く  
 もあくまて重盛薨す、年四十二、世に小松殿と稱せり

四、橋妙沖の傳

橋妙沖と、逸勢の女あり、逸勢人と爲り、放誕にして細節は  
 拘はらず、尤も書を善くす、嘗て唐よ入りけるが、唐人呼び  
 て橋秀才と稱えき、承和七年罪あり伊豆よ配流せらるゝ、  
 妙沖、父逸勢の罪を蒙りて遠く配流せらるゝを聞き、痛く  
 別きを惜み、逸勢も亦離別の情に堪へざりければ、如何よ  
 もして相携へて往かばやと思へども、監護の使者情なく

も、之を許さず、叱して去らしめければ、已むことを得ず、  
 て立ち出でふり、  
 妙沖は、狂氣の如く悲みけるが、遂に意を決して、竊り家  
 を出で、徒歩して逸勢の後を慕ひ、山を越え、河を涉りて、追  
 ひけをせむ、固より不案内に旅路にして、踏み習をぬ足あ  
 き、道に迷ひ、足を痛め、其の苦痛謂ふべからず、況して監  
 護者に見咎めらるゝの恐れあれば、見えつ隠れつ、追ひけ  
 る、遠江國に至れる頃、辛ふじて追ひ付きぬ、  
 逸勢之を見れば、痛く疲勞して容色唯ならず絶えて昨日  
 の貌なかりけきは、悲痛やる方なく、涕を飲みて泣きよれ  
 り、妙沖亦之を見て、堰き來る涕止めあへず、傍の見る目も  
 いぢらしかりき、

斯くてあなみに袖をしぼりつゝ、行きて遠江國板築の驛  
 に着きける頃、逸勢も重き病に罹り、煩ひけるを、妙沖ハ夜  
 とあく晝とあく、入り來りて看護するの狀、見るに忍びや  
 人々涙を流さぬハあかりき、  
 斯くて逸勢病日よ重り、終に其所よて没しければ、妙沖の  
 悲哀言ハんか、とあく、天み叫び地に叫び、泣々其の屍を取  
 めて、之を葬むり、自ら髪を落して尼となり、父を葬りたる、  
 墓の側らよ庵を結ひて、父の冥福を祈り、朝夕其墓に詣て  
 十余年懈ることなかりきとぞ、  
 嘉祥二年、詔して逸勢の二子龍劍實山に、本姓を賜ひ、入京  
 を許され、明年又詔ありて、逸勢よ正五位下を贈り、都に還  
 り葬むることを許させ給ひ、かた、妙沖こよあく悦び、自

ら棺を買ひて、京師より還り、禮を備へて厚く葬りければ、人皆之を嘆稱し、今も至るまで孝子の譽れ、世に高かりける。

○孝ハ、百行ノ本、萬善ノ始メナリ、  
(初學知要)

○父母ノ恩ハ、山ヨリモ高ク、海ヨリモ深シ、  
(六諭衍義)

○孝ハ、親ヲ安ニスルヨリ、大ナルハナシ、  
(揚子法言)

○父母ノ愛スル所ハ、之ヲ愛シ、父母ノ敬スル所ハ、之ヲ敬セヨ、  
(孝經)

○身體髮膚之ヲ父母ニ受ク、敢テ毀傷セザルハ、孝ノ始メナリ、  
(孝經)

○身ヲ立テ、道ヲ行ヒ、名ヲ後世ニ揚ゲ、以テ父母ヲ顯スハ、孝ノ終リナリ、  
(孝經)

○凡ソ人ノ子タルノ禮ハ、冬ハ温ニシテ、夏ハ涼シク、昏ニ定メテ、晨ニ省セヨ、  
(孝經)

○父母ニ事フルニ、幾諫ス、志ノ從ハザルヲ見テハ、又敬シテ違ハス、勞シテ怨ミス、  
(論語)

○父母ノ恩ヲ思ハスシテ、孝ヲ行ハサルハ、我ガ身ノ生レ來レルモノヲ忘レタルナリ、  
(初學訓)

五、億計弘計二王子の傳

億計弘計、共に市邊押磐皇子の御子なり、御父市邊押磐皇子の、雄略天皇に殺さるゝや、二王子恐懼と、禍の及ばんことを恐れ、逃亡して、日下部連使主の家に匿る、使主、其の子吾田彦と、二王子を奉り、竊らに難を丹波余社郡に避く、使主事露れんことを恐れ、遁れて播磨の縮見山の石室に入

りて自殺せけり、二王子、使主の之く所を識らず、心大に安  
 ろらざりければ、字を改めて、丹波小子と曰ひ、就きて縮見  
 屯倉首に仕ふ、吾田彦、常に御身を離れず、臣節を盡とき、  
 時に、播磨の國司、伊與來目部小楠と云へる者、赤石郡に於  
 て、親ら新嘗供物の事を辨ず、會、縮見の新室成り、筵を張り  
 て落成を祝とけるに、小楠も亦其筵に與かる、弘計王此の  
 機に乗じて實を告げんと欲し、徳計王よ謀りしむ、徳計王  
 禍を得んことを恐れて、之を止む、弘計王曰く、亂を避けて  
 人の僕とあり、牧牛を飼ふの賤職を執る、縱令害に逢ふて  
 命を損するも、寧ろ實を告げて、名を顯はさんよと、因り  
 て相抱きて涕泣す、徳計王曰く、言固より理あり、然れども  
 是れ大事なれを、弟に非ずんば、大節を揚げ顯著の功を奏

す可あらず、請ふ弟其任に當れと、弘計王辭して曰く、弟の  
 不才、豈に敢て徳業を宣揚するに足らんや、我兄其れ辭す  
 る勿れと、徳計王曰く、弟の英才ハ、固より吾が知る所あり  
 我豈に當らんやと、相讓ること再三ありけるが、弘計王兄  
 の志奪ふ可からざるを知り、遂ふ之れを諾と、相共に筵に  
 侍とて、燭を乗りける、首、小楠よ謂て曰く、吾此の燭を乗  
 る者を見るに、人を貴みて、己を賤み、恭敬退讓、禮を守れる  
 君子と謂ふべしと、既よして酒酣の頃、小楠絃を撫と、二王  
 に舞を命ず、二王子相讓りて、久しく起さざりしかば、小楠  
 頻りに之を促がしぬ、徳計王先づ起ちて舞ふ、弘計王次ぎ  
 て起ち、衣冠を整へて舞ふ、因りて歌に寓して實を述ぶ、小  
 楠大に驚き、俄に席を離れて再拜と、痛く無禮の罪を謝し

部屬を率ゐて、二王子を奉じ、民を發して、宮を造り、假りに安置し、參らせり、あくて自ら京師に詣り、清寧天皇に實を奏しけるに、天皇大に悦びて曰く、朕嗣をきを憂ふること久し、是れ天の賜ふ所なりと、是に於て大臣大連と謀り、策を定め、小楯をして、節を持して二王子を迎へしめ給ふ、二王子京に還り、天皇に謁す、天皇、乃ち億計王を立て、皇太子と爲し、弘計王を皇子と爲し給ふ、清寧天皇崩するに及びて、皇太子位を弘計王に讓る、弘計王固く執りて受けず、因りて姉飯豐青皇女、朝に臨みて政を制す、既にして皇女崩じ給ひければ、皇太子璽を弘計王の坐に置き、再拜して席を下りて曰く、此の位の功ある者の處る可きものあり、今我等の此に至るは、皆大王の謀る

所なり、大王其れ辭する勿れと、弘計王曰く、人の貴む所は人倫なり、弟これを古老に聞く、兄は友にして、弟は恭なりと、弟安ぞ輕んせんや、皇太子曰く、先帝は兄たるの故を以て、天下の事を舉げて、我れに托し給ひたり。余已に之を羞ぢぬ、惟に弟は、皇胤を顯彰して、今日に至る、其功偉なり、功なきもの之に居れば、咎必ず至らん、且つ之を聞く、天位は久しく曠くすべからずと、弟社稷を以て計を爲し、百姓を以て心となせと、慷慨流涕するに至る、弘計王其の言の切にして、其の心の實なるに感じ、遂に之を受け給ひぬ。世其の能く實を以て相讓るを嘉みして曰く、宜哉兄弟怡々たれば、天下歸、德篤於親族、則民興、仁と、是に於て弘計王始めて近飛鳥八鈎宮に即位す、是を顯宗天皇とす、百官忻



然として萬歳を唱へけり。  
 即位の二月、天皇億計王に謂て曰く、先王難に遭ひ、死所を知らず、其尸を索むるに由なきを奈何せんと、相共に泣哭し、憤惋禁すること能はず、因りて耆老を招き、親ら臨みて、歴問するに、一老嫗あり、其所を告げしかを、乃ち嫗を將る、近江來田の綿蚊屋野に幸し給ふに、果して嫗の言の如し、乃ち陵を造りて、厚く葬り、嫗に命して、宮の近傍の地に居らしめ、終身これを扶助し給ひける。

天皇嘗て億計王に謂つて曰く、吾父罪なくして、大泊瀬天皇の射殺する所となる、夫れ父の讎は、俱に天を戴かざるは古の道なり、我れ、大泊瀬天皇の陵に、恨みを報いんとするは如何と、億計王、諫めて曰く、我父は天皇の子と雖も、

未だ天位に登らずして崩し給ふ、然るに、大泊瀬は天皇なり、豈に尊卑の別を思はざる可けんや、況んや兄弟の今日あるは、實に清寧天皇の厚寵に依る、而して、大泊瀬は天皇の父なるをや、我之を聞く、言酬いさるなく、徳報いさるなしと、思ありて、報いさるは、俗を敗ること深し、陛下天位に即き、徳行廣く天下に聞ゆ、而るに先帝の陵に不敬をなすの、諒徳あらは、天下後世其れ之を何とか謂はんと、天皇之を善とし、遂に其議を止め給ひき、顯宗天皇崩じて、億計王御位に即き給ふ、天皇久しく民間に居り、民の疾苦を知ろし召されしかば、其の位に登るや、徭役を輕くし、賦歛を薄くし、心を百姓に盡しければ、海内和平、民各々其業に安んず、又比年穀登りければ、戸口滋殖し、天下清平にして、百姓

鼓腹して樂めり、

六 北條泰時

北條泰時は、義時の子にして、北條三代目の執權なり、幼名を金剛と稱す、嘗て徒步して出で遊ぶ、道に多賀重行に逢ふ、重行馬より下らず、頼朝聞て大に怒り、重行をせめて曰く、禮は老幼を別つべからず、人に因りて敬を加ふべし、汝の如きは、宜しく金剛を禮すべきに、責めけるに、重行此事なしと陳す、頼朝愈怒りて、泰時に質問す、泰時重行の罪を獲んことを懼れて、對ふるに重行の言の如くす、頼朝、能く人の過ちを掩ふをよみし、劍を賜ひて褒賞す、時に年十三、長ずるに及びて、寛厚温雅にして、識量人に過ぐ、頼朝薨じ、頼家職を繼ぐ、驕奢にして、政に倦み、嬖臣と日夜蹴鞠す、

泰時私かに中原能成をして諫止せしむ、會々伊豆の北條大に饑う、泰時往て之を視る、將に發せんとするとき、僧某來り、告げて曰く、將軍前きの語を聞き、父祖(時政義時)にてこえて諫言するをいかる、貴下の爲めに計るに、病と稱して北條に避けは、則ち十日を出でずして、將軍のいかり解くるを得んと、泰時曰く、敢て諫を納るゝに、あらず、近習のものに愚衷を述べしのみ、若し吾れを罪せんと欲せば、敢て當らん、何を避くるを須ひん、吾明日事あり、北條に赴んとし、既に旅裝をなせり、子の言によりて然るに、あらずと、是より先き、北條の民飢ゑしかば、泰時米を出して之に貸し、秋に至りて、元利を償はしむ、而れども、大風に逢ひて、穀登らざりしを以て、其約を履むこと能はず、相率ゐて逃亡せ

んとす、泰時北條に抵り、悉く證文を焚き、且つ之に飲食せしめ、人ごとくに米一斗を與ふ、父兄大に喜び北條氏の徳を謠歌せり、建保の初め、和田義盛北條氏を亡はさんと謀り、兵を擧げて、幕府及び義時廣元の家を圍む、泰時弟朝時と兵を率ゐて之を禦ぐ、義盛の軍敗れて、父子遂に死す、亂平ぎて、泰時の巧を賞し、陸奥遠田郡の田を賜ふ、泰時辭して曰く、義盛素と怨みを公に蓄ふるとなし、たゞ臣が父に憾みありて、叛亂をあすのみ、幕府の將士多く死傷す、臣は父の爲めに冠を除きて、子の職を供したるなり、何の賞か之あらん、願くは、賜ふ所を以て、將士に與へば、彼此皆其の所を得んと、將軍實朝嗚喚すること再三にして、遂に之を受く、承久三年、後鳥羽上皇將に義時を討たんとす、義時之を

聞き、泰時を召して曰く、事既に此の如し、豫じめ計を定めんと、泰時曰く、普天の下王土にあらざるなし、今王師に抗するは、臣子の義に非ず、宜しく身を束ねて、闕下にいたり、唯命是れ聽くべし、天威尙ははれされは、族を擧げて刑に就かん、亦何のうらみかこれあらんと、義時沈黙や、久うして曰く、上皇登極の後、政令亂れ人心離る、今昏を廢して明を立て、以て皇基を萬世に鞏くせば、則ち宗廟の靈豈に此の心を鑑みざらんやと、泰時乃ち弟朝時と、兵を擧げて西上す、既にして、泰時單騎道より還り、義時に賀して曰く、若し乘輿親ら征せば、則ち何を以て之に處せん、義時曰く、善かな問ひや、若し乘輿に違はば、冑を免ぎ弓を伏せ、身を下更に委ぬべし、諸將督師のみならは、努力死を效し、遣

むありて、退く勿れと、是に於て、朝時と道を別けて並び進み、遂に京師を陥いる。上皇罪を廷臣に歸して、事解く。泰時義時の意を受けて、順徳天皇を廢して、後堀河天皇を立て奉り、六波羅に居りて、京師を鎮す。義時卒するに及び、鎌倉に歸り、嗣て執權となる。政子泰時をして、義時の莊園を諸弟に分たしむ。泰時自ら取ること甚た少し。政子問ひて曰く、汝何を自ら取ること少なきやと。泰時謝して曰く、身執權に備はる、何の求むることか。之あらん、唯諸弟を撫するを以て意となすのみと。政子歎賞之を久うす。泰時の繼母藤原氏、兄光宗と謀りて、女婿藤原實雅を奉じて、將軍となし、生む所の子、政村を以て、執權となさんとす。或人泰時に其計を告ぐ。泰時曰く、是れ誣言ならん、信じ難しとて、捨て

置きけるに、光宗の姦謀、隠れなきに至り、政子泰時に諭すこと再三、泰時猶不信せず。群疑煽起して、將士競ひ集るに至り、遂に實雅を逐ひ、光宗を流し、其黨與一切問はさりきとぞ。寛喜中諸國大に餓う、米九千石を發して貧民を救ふ。泰時職に在るや、徳惠を施し、法令を整へ、強宗豪族と雖、敢て假さず。武田信光、海野幸氏と、信濃の界を争ふ。泰時證驗により、幸氏を直とす。信光怨み、兵を擧げて泰時を討たんとす。人あり之を告ぐ。泰時曰く、人の怨みを畏れて、曲直を分たされば、則ち執政の職は徒らことゝならん。信光我に於て何をかなさんと。信光駭きて誓書を送り、事解くを得たり。又嘗て評定所に居て、冠朝時の宅を圍むと聞き、直に馳せて之を救ふ。還るに及びて、或人諫めて曰く、公當に天

下の爲めに自重すべし、輕卒難に赴くは、宜しき所にあらざるべし、泰時曰く、人の世に居る、親を親むを大なりとす、人將に吾弟を殺さんとす、之を坐視して救はされば、人我を何とか謂はん、朝時冠の爲めに圍まる、他人に在りて、則ち小事なり、我に在ては、則ち建保承久の難にゆづらすといへり、泰時執權の職にあれども、諸將と遞番に幕府に當直し、老いて益つとむ、一日當直の時、家僮筵を奉して進む、泰時叱して之を却けて曰く、此汚衣物は、宜しく公堂に設くべからず、汝人の侍臣となりて、此の禮を辨へざるかと、嘗て法華堂に詣り、堂下に拜す、寺僧堂に登らんことを請ふ、泰時曰く、將軍世に在るの日、輒く近づくを得ず、堯後堂に禮を易へんやと、卒するの日、都鄙となく父母を喪ふ

か如しといふ、

○兄弟ハ、常ニ睦クシテ、力ナアハスベシ、

○兄ハ、弟ニ愛ヲ深クシ、弟ハ、兄ニ敬ヲ篤クスベシ、

(初學訓)

○兄弟ニハ、怡々タリ

(晏子)

○弟ハ、父母ノ子ナレバ、我子ヨリ愛スヘシ、

(初學訓)

○兄弟、既ニ翁ヒテ、和樂シテ且ツタノレム、

(詩經)

○兄弟ハ、睦シク親ムベシ、是レ孝ノ一ナリ、

(撫育章)

○兄弟ハ、同根ヨリ出テタル幹ノ如ク、幹ヨリ出テタル枝

ノ如クナレバ、相和シ、相愛セズンバ、アヲズ、

(勸懲雜話)

○兄愛シテ、而シテ友、弟敬シテ、而シテ順、

(晏子)

## 七 山内一豊夫妻の傳

山内一豊は、盛豊の二子にして、姓は藤原氏、尾張國の人。十三歳の時、織田信長に仕ふ。元龜元年、金碓の戰に、信長に従ふて出陣し、忽ち敵の矢に當りけるが、一豊其矢を抜かずして敵を追ひ撃ちたり、其の勇膽なること此の如くなりしかば、未だ世に顯れざりき。

天正六年、五百石を食して、安土の城に在りけるに、適々東國の人來りて、駿馬を販く者あり、其の馬、駿足にして、逸物なりければ、諸將士垂涎して、之れを求めんと欲しければ、其の價の高きが、故に皆購ふこと能はず、販く者已むことを得ず、馬を牽きて、徒らに還らんとしけり。一豊之れを見て、酌美置く能はず、怏々として家に還り、獨り自ら嘆息

して曰く、嗚呼貧の不自由なること、此に至りて始めて其苦しきを知る、我れ君に仕へてより、日猶ほ淺くして、未だ著しき功なし、今此の名馬を獲て、主公に見ゆるを得んには、唯々一豊一人の榮譽なるのみならず、實に織田氏の榮譽なるに、切齒して身の貧を恨みける、其妻之を聞き、今良人の欲し給ふ、名馬の價は幾許ぞや、妾また爲す所あらんと言ひければ、一豊對へて曰く、黄金十兩と云ふ、高價のものなり、我が家計の及ぶ所に非ず、此を以て苦しむのみと、妻曰く、良人必ず之れを獲んとし給はゞ、妾其の金を調達せんとて、金を鏡臺より取り出して、一豊の前に置きたるにぞ、一豊且つ喜び、且つ恨みて曰く、近頃の困窮、誠に其極に達し、米鹽の資さへ絶つしは、汝の親しく見る所なり、

然るに汝嘗て金あることを告げず、さても其の金は何れより獲しものなるぞ、我これを疑ふなりと、妻曰く良人の言亦理あり、然れども妻が今日迄、秘し置きしも、亦故あることなり、今其の實を述べ申さん、昔妾の此家に嫁するるとき、妾の父、自ら此金を筐底に納れ、且つ誠めて曰く、汝此金を徒に費すこと勿れ、縱令夫家貧に迫まることあるも、夫君の一大事に關する事の外、決して之を用ふ可からずと、近日京師に於て簡馬の擧ありと承はる、此の時に當りて、良人此の名馬を獲て、場に臨み給はゞ、是れ一世の榮譽にして、即ち父の所謂大事なりと思ひければ、此の金を致せしなりと、一豊泣き、且つ謝して曰く、然るかな、汝の貞節、我れ感銘せり、且つ岳父の恩も、實に大なり、此の恩惠は、死す

とも忘れざるなりと、斯くて、其馬を購ふことを得たりければ、幾くもなくして、簡馬の期至りければ、一豊乃ち騎して、京に入れるに、風骨峻爽にして、他に比敵するものなく、駘を奮ふて一たび嘶けば、萬馬皆伏するの狀あり、信長遙に之を望み見て、大に怪み、左右に問ふて曰く、彼の駿馬に騎れるものは、猪右衛門(一豊)に非ずや、彼れ如何にして、かゝる駿馬を獲しぞと、因りて召して之れを問ひけるに、一豊具さに其の實を告ぐ、信長歎賞して曰く、我が部下の將士少くとせず、而るにこれを購入ことを得ず、若し其の馬をして徒らに還らしめば、洵とに上國の耻にして、亦我が家名にも關せん、汝流浪して我に歸せしより、未だ日あらざるに、乃ち能くも此の非常の擧をなして、以て我が耻

を酒けるものか、武夫の心を用ふること、誰れも斯くあらまほしきなりとて、乃ち祿五百石を増して千石と爲し、漸く任用せられぬ、

天正十一年、一豊若狭の高濱城を賜ひ、十三年近江の長濱城に徙り、對馬守と稱し、從五位に叙せられ、十八年遠江の掛川に移り、食邑五万石を賜ふ、

慶長甲子の秋、徳川家康に從ふて、奥州を征するとき、其の先鋒となりて、宇都宮に在りけるが、會々上國の變あるを以て西上し、岐阜川に戦ひ、命を受けて、大垣城を鎮す、後土佐に封せられ、二十万石を賜ひ、從四位下に叙せられ、更に土佐守となる、

慶長十年九月、病を以て死す、年六十、一豊封を受けてより、

益々禮節を重じ、陪臣と雖も、途中にて逢へば、騎を下り轎を出せ、揖讓して過ぎけるとぞ、  
一豊五百石の小身より起りて、二十餘万石の大封を受くるに至りしは、其の武勇戦伐の功によると雖も、亦其の妻が、内助の力與かりて効あるものと謂ふべし、

○夫婦ノ和スルハ、家ノ肥ユルナリ、  
(禮記)

○和順、中ニツミテ、英華外ニ發ス、  
(禮記)

○夫婦ハ、互ニ助ケ、互ニ節操ヲ守ルベシ、  
(樂訓)

○和順ニシテ禮アレバ、人侮ラズ、  
(樂訓)

○婦ハ、家ノ由テ盛衰スル所ナリ、  
(顔氏家訓)

○夫婦ハ、人倫ニ於テ最モ重シトス、篤クセザルベカラズ、  
(顔氏家訓)



○男ハ、強ナリ以テ貴シトシ、女ハ弱ナリ以テ美トス、

(教女遺規)

○夫婦タル者ハ、義以テ和親シ、恩以テ好合ス、恩義俱ニ廢

スレバ、夫婦ハナル

(教女遺規)

○和樂スレバ、禍祥來リ、乖戾スレバ、禍災應ス、

(傳家實)

八 加藤清正の傳

加藤清正是幼名を夜叉若と去ふ、後虎之助と改む、尾州中村に生る、三歳にして、父清忠歿しければ、母の縁を以て、豊臣秀吉の母氏に養はる、秀吉鳥取の城を攻むるとき、清正歳十八にして軍に従ひ、數々殊功を建つ、賤岳の戦には、七本槍の首として、大功を見はせしこと、世人の知る所なり、秀吉其功を賞して、主計頭と改稱せしむ、其後度々の戦争

に、拔群の功を奏し、遂に肥後の守護となり、二十五万石を領す

朝鮮の役起るや、清正先鋒の命を受け、至る所に武勇を見はし、深く朝鮮の内地に入り、二王子を擒にし、敵將を斬ること數を知らず、小西行長等其功を忌み、秀吉の命なりと稱して、清正を釜山浦に還らしむ、又行長の計を以て、秀吉に朝鮮和議を乞ふことを告ぐ、是に於て征韓の諸將、皆國に還る、行長三成、清正を秀吉に讒す、秀吉大に怒りて、清正を罪せんとす、清正或人に就て、其罪なきを申理せられんことを囑す、其人曰く、子冤を雪がんとらば、三成行長と憾を釋けど、清正怒り、我死すとも此姦人等と交ふことを欲せずと、乃ち衣を拂つて、罪を私第に待つ、是歲地大に震

ひ、伏見城傾壊し、死者數百人、清正馳せ到りて、秀吉の安否を問ふ、秀吉、清正の瘦羸なるを見て、泫然涕を下す、清正、乃ち孝藏主に依りて、三成行長の誣告を愬ふ、秀吉の意稍解け、翌日親く軍事を詰問せしに、應答響の如く、毎事皆確證ありければ、秀吉の待遇、故の如くなりき、既にして、和議破れ、再ひ朝鮮に趣く、其の蔚山城を鎮するや、明の諸將相議して曰く、秀吉の諸將、清正最も勇悍にして、當り難し、彼れにして滅びなば、其の餘は刃を迎へて、解けんのみ、今彼れ蔚山の孤城を守るこそ、幸なれ、衆を悉くして之れを攻めば、一舉にして掩殺すべしと、大に兩國の師衆を會し、蔚山に萃まる、時に蔚山、土木未だ竣はらず、且つ清正は、先きに舟路の諸城を修めんと欲し、出で、西生浦に住し、けれ

ば、衆大に狼狽して、守將加藤清兵衛に告ぐ、清兵衛出で、戦ひけるが、伏に陥りて、大に敗れたり、時に淺野幸長、蔚山に入らんとし、彦陽に屯しけるに、明將之を襲撃せり、幸長大に怒り、戦はんと欲せしに、衆寡敵すること能はじと、論じて之を止むるもの多し、幸長聽ずして、馬に策ち、突進しければ、衆之に繼ぎぬ、明軍我が兵の寡きを視て、之を圍むこと數重なり、幸長殊死して戦ひ、圍を破りて走りけるが、追騎のために蹙まられて、數創を被むり、勢殆んど危し、會部將某、敵將を獲て還り救ひ、清兵衛門を開きて、相迎へけるにぞ、幸長纒かに城に入ることを得たり、然れども敵軍蔚山城を圍みて退かず、味方勢ひ漸く蹙る、敵我が俘に、清正の城に在るや否を問ひけるに、俘給きて曰く、在りと、

敵之を信じ、懼れて敢て迫らず、稍陣を退く、幸長使を遣はして、急を清正に告ぐ、清正即ち部下に命じて、速かに船を繕せしむ、部將皆諫めて曰く、寡兵を以て大敵に當るは、徒死のみ、如かず、諸將の兵を合して援はんにはと、清正曰く、然らず、蔚山は、我が鎮する所なり、若し諸將の來り會するを俟たば、必ず數日を曠うせん、明兵其の間を以て、蔚山を陥いれなば、人將た曰はん、清正は大敵を畏れて、鎮城を棄て、并せて其の守兵を奔つと、況んや幸長の危きこと、且夕に迫れるをや、彈正の幸長を我に托して、相救ふことを約束せり、我れ豈に身の危きを顧みて、信を人に失はんや、生きて耻を受けんより、死して信を全くせん、若かずとて、遂に船を發せり、清正手兵僅に五百、親ら艦頭に立ちて、兵

士を指揮す、意氣凜然たり、既にして船走すること矢の如く、瞬刻の中に、蔚山城に入る、城中清正の歸るを見て、勇氣百倍し、争ふて奮戦せん、而して清正、機に臨み、變に應じて、能く禦ぎければ、一時敵軍の攻撃を免れしかば、城中汲水と、兵糧とを絶たるゝに及びては、其の困難言ふべからず、或は鼠を掘りて食ひ、又馬を殺して飢に充て、勢旦夕に迫れり、然れども人々相勵みて、更に憶する色なく、死を誓つて、孤城を守れり、既にして、我が諸將、蔚山の急なるを聞き、大兵を會して、不意に敵軍を掩撃し、城中の兵、之に應じて突出し、前後より夾撃しければ、敵軍大に敗走し、伏屍野に滿てり、是の役、明人の精甲を悉くし、一舉蔚山を落さんとせしむ、反て一敗地に塗れ、多くの士卒を失ひけるに

を、此れより清正の威名益々震へり。秀吉薨するに及び、關ヶ原の軍起る、清正、三成等の姦謀を知り、國に就て、東軍の爲めに西海を鎮す、其後徳川家康、京師に在りて、秀頼を見んことを促かす、清正淀君にすゝめて、家康の意に従はしめんとす、淀君これを危みけるに、清正誓て曰く、主公にして設し不慮あれば、臣敢て生還せずと、是に於て、清正、幸長と秀頼を警衛し、家康の許に至る、家康厚く之を愛し、歡を盡して還りけるが、清正と首を懷より出たし、泣て曰く、我れ今日太閤の舊恩に報ずることを得たりと、是歲領國に就かんとして、途に病を發し、國に還りて卒す、年六十一、清正、容貌魁梧にして、材武絶倫なり、幼より戎間に在りて、大小百餘戰、未だ嘗て敗を取らずと云

ふ、居常好みて論語を讀み、國を出入する毎に、船中必ず披讀し、數々朱書をなす、嘗て小狙を畜愛して、坐側に置く、或時清正論語を讀み、未だ了らすして、厠に往く、狙、間を窺ひ、朱筆を以て、縦横狼籍す、清正見て曰く、汝亦道に志す乎と、嘗て榜を設けて曰く、常に學問を勉めて、兵書を讀み、忠孝を勵まし、決して詩歌聯俳に耽りて、武事を忘るべからずと、死後神に祭られ、今に至る迄、人々其武と、仁とを崇敬し、社前香火絶えずといふ、

九 新井白石の傳

新井白石は、江戸の人にして、名は君美、初名は暎、又の字は濟美、白石は其號なり、父正濟、久留里侯に仕ふ、明暦丁酉の歲、白石を内藤政親の柳原邸に生む、白石資性穎敏、三歳の

時能く大字を書き、侯其の敏慧なるを愛し、常に膝下に置く。一日盛岡侯來り訪ひ、白石の奇才を見て、養ふて子と爲さんこと請ふ、侯曰く是れ臣下の子にして吾が子に非ず、如何ともする能はずと、盛岡侯強ひて請ひて曰く、若し我れに與へられは、長ずるに及びて、祿千石を與ふべしと、侯亦其情を述べて之を辭せり、白石七歳の時、父母と與に戯劇を観けるが歸りて其顛末を語るに、一も遺漏する所なし、十歳に及びて、侯の側に給事し、侯の爲めに文翰を書するに、殆んど老成人の如しと云ふ、嘗て慨然として嘆して曰く、大丈夫生れて封侯を得ずんば、死して閻羅王となる可しと、既にして悟る所あり、節を折りて書を讀む、江戸の富人河村瑞軒亦白石の異才を愛し、其孫女を妻さんと欲

し、且つ三千金の地を給して、勤學の資となさんとし、人を遣りて、其意を諭しけるに、白石辭して聽かさりき、時に家益貧なれども、苦學して經史百家の書を修む、天和二年古河侯に仕へけるが、後故ありて仕を辭す、去るの日唯青錢三百文と米三斗ありしのみ、然れども晏如として憂へず、江戸に隱居して典籍に耽けり、自ら娛む、木下順庵は、白石の師なりけるが、順庵白石を加賀侯に薦めんと欲す、適加賀の人岡島仲達、貧にして未だ仕ふる所なく、戚然として白石に告げて曰く、我れ國に老母ありて、今浮浪すること此の如く、未だ奉養の道を得ず、願くは郷土の君に仕へ、聊か老母の意を慰めんことを欲すと、白石其情を察し、順庵に請ふ、順庵白石の信を美とし、其言の如

くじたりき、  
 元祿六年、徳川幕府の儒官となり、慶長五年より延寶八年迄、八十餘年の間三百三十七家の列侯譜を作る、所謂藩翰譜是なり、  
 正徳元年冬十月、朝鮮の使者來聘するに當り、幕府白石に其事を掌らしむ、韓使謁見の禮畢り、復書を得るに及び、難して曰く、書中我國七祖の諱を犯す、願くは之を改めんことをと、白石駁して曰く、臣子の君父を諱むは禮なり、安ん隣國の國をして、國諱を避けしむることあらんや、且つ五世諱まざるは禮なり、奈何ぞ七世を諱まんや、抑臣子の情果して忍ひざる所あるか、貴國の書既に我國の諱を犯せり、何ぞ改書して而して後請はざると、意色共に厲しかり、

ければ使屈服して其言の如くせり、  
 白石既に老い復當世に意なし、門を閉ぢて書を左右にし、適意自ら娛む、白石著書の富み、其數三百餘種に至る、加賀侯、嘗て其著す所の、古史通を評して曰く、本朝第一の良書にして、能く萬古の疑惑を決すと、白石常に國語を以て書を著はしければ、最も廣く世に行はる、  
 白石又阿蘭の學を講ず、嘗て羅馬人及び和蘭の貢使に就きて見聞する所を集め、采覽異言、西洋紀聞等の書を著はす、是れ我國洋學の唱首なり、嘗て、病に寝ぬること數十日、家宣、人をして病を問はしめけるが、歸り報じて曰く、白石過慮脾を傷り、元氣大に衰ふと、家宣曰く、嗚呼君美世を憂ふるの心實に深し、毋に特に針灸の能く治せる所ならん

やと、其思慕せらるゝこと、此の如し、享保十年五月を以て卒す、享年六十九

○カリソメニモイツハルベカラズ、  
(天和俗訓)

○萬ノ事マコトヲ主トスベシ  
(初學訓)

○正直ハ、一生ノ寶ナリ、  
(光國)

○コトバハ、必ズ信實ニスベシ、  
(天和俗訓)

○朋友ニ、信ナラザレバ、孝ニアラサルナリ、  
(禮記)

○朋友ハ、難アラバ相助ケ、患アラバ相救フベシ、  
(初學訓)

○善人ト居レバ、芝蘭ノ室ニ入ルガ如シ、久シクシテ自ラ芳シ、  
(家語)

○互ニ善ヲ勸メ、惡ナイマシム、是レ朋友ノ道ナリ、  
(初學訓)

○朋友ノ交リハ、彼レノ信ノ不足ヲウレヘズレテ、我レノ信ノ至ラザルヲ患フベシ、  
(自修編)

○敦厚ニシテ、我が過ナシ責ムルハ、益友ナリ、(安藤守約)

徳川家康

家康は、徳川幕府の先祖にして、恭儉の譽れ高き人なり、天文十一年、岡崎の城に生る、幼き時より、人質となりて、尾張の織田信秀の許にあり、後許されて國に歸り、間も無く更に今川義元の許に人質となれり、永祿三年、今川義元上洛せんと欲し、軍を進めて、三河に至る、家康義元の命を受け、丸根城を攻めて、之を落す、義元の

桶狭間に戦死するや、家康軍を繼めて岡崎に還りしに、今川氏の諸將、城を棄て走りければ、家康遂に城に入り、近傍の諸城を討ち従へ、義元の子、氏真をして、父の仇たる、織田信長を討たんことを勧めけるに、氏真反りて家康を疑ひて、之に備へける時に、信長使を遣はして、和を求めければ、家康諸將を會して之を議せしめしに、皆曰く、我が領地狭くして、二大國の間に介まれり、自立して事を爲すや難し、且氏真仇を忘れて遊樂を事とす、其の爲すなきや明なり、方今の計は、信長と和するを上策なりと、家康曰く、然りと雖、其舊好たる、今川氏に背くを如何せん、衆曰く、今川氏の我を遇する信なき、何んの憚かる所かあらんと、家康遂に信長と和す、信長大に喜び、家康を清洲に招して盟を爲し、

歎を盡して別る、氏真之を聞き、師を出して、家康を攻めしむ、毎戦利を失ひ、加ふるに嬖臣政を紊り、國遂に滅びければ、家康三河遠江を定め、武田信玄駿河を取り、後信玄と隙を生じ、敵遠江に戦ひしに、信玄の死後、織田氏と力を併せ、遂に武田氏を滅ぼせり、信長の明智光秀に弑せらるるや、家康會大阪に在り、變を聞き、間行して三河に還り、兵を募りて、光秀を討つ、既にして、光秀誅に伏しければ、兵を取めて三河に歸る、其後豊臣秀吉の織田信雄を害むるや、家康信雄を助けて、秀吉と戦ひ、大に之に勝つ、然るに秀吉、信雄と和睦し、又家康と和せんを請ひければ、家康遂に和睦し、質子を取換へて、互に相助けんと約せり、後北條氏滅ぶるに及ぶ、其故地を領し、江戸城に居る、秀吉薨するの後、其遺



托を受け、前田氏と心を合はせて政を爲す、石田三成等之を忌み、家康を討つ、關原の戦ひに、三成等敗死し、諸將降を請ひければ、是より天下兵馬の權、全く徳川氏に歸せり、家康年七十五にして薨す、天皇其病重きを聞き給ふや、使を遣はして太政大臣に拜す、家康疾を力めて起ちて、衣冠を拜す、薨するに臨み、子秀忠に謂つて曰く、吾れ諸侯に諭すに、將軍(秀忠と)政を失はば、善者之を取るべしと、汝政治を慎み、毫も私あるべからずと、又曰く、吾死するの日、天下の治亂如何と、秀忠答へて曰く、將に大に亂れんとすと、家康曰く、善いか言と、又嫡孫家光を召して曰く、汝他日天下を治むる者なり、天下を治むるの道、仁慈にありと、家康人となり、沈毅にして大略あり、兵を用ふること、神の

如く、學を好み、治を求め、人を愛して、能く其言を納る、事を處する、必ず百世の後を慮る、其の朝廷に事ふるや、恭順を主として、敢て過怠あること無し、自ら儉約を守りて、驕りを禁じ、最も農事に心を用ひ、些少の事と雖、之を暗んじ數を遊獵に托して、民の疾苦を問ふ、子孫其遺訓を守りて、二百六十餘年の太平を保ちたり、家康の訓誡に曰く、人の一生は、重荷を負ひて、遠き道をゆくが如し、いそぐ可らず、不自由を常と思へば、不足なし、心に望みおこらば、困窮したる時を思ひ出すべし、堪忍は無事長久のもどる、怒は敵と思へ、勝つ事はかり知りて、負くることを知らざれば、害其身に至る、己を責めて、他を責むるな、及ばざるは過ぎたるよりまさされり、又驕奢を誠むる

に上を見な、身のほさを知れ、との二句を以てせり、嘗て或る人茶苧の袴を穿きけるに、家康之を見て眉をひそめて曰く、茶苧の袴は驕奢の極なり、濫りに穿くべからずと、家康桶狭間を過ぐるときは、必ず馬よりおりて、義元の墓を禮せしとぞ、その幼きときの義元のよしみをわすれざるなり、能く恭儉を守りし人といふべし、

十一 松下禪尼の傳

松下禪尼は、安達景盛の女にして、北條時頼の母なり、資性清儉にして、敢て自ら厚ふせず、其の執權の母たるに及びても、益々儉素を尙び、痛く奢侈を誡めけり、禪尼嘗て時頼を娶せんとして、之が準備をなしけるに、兄の義景も來りて、治具を助けけり、

禪尼は、手づから小紙を裁切して、糊にて障子の破れを補修しけるを、義景見て告げて曰く、仕下婢僕夥多ある身を以て、斯かる賤しき業を執るこそ要をけれ、宜しく此のことに慣れたる者に命じて爲さしめよと、

禪尼之を聞くも、願みずして止まざりければ、義景又曰く、之を糊補するよりは、之を新たにするの觀よくして、且つ勞を省くに若かさるなりと、禪尼始めて義景を顧みて曰く、我れ豈に之れを知らざらんや、然かるに、故さらば之れを爲すは、深く思ふ所あればなり、凡そ物は、少しく破損せし時に於て、之を修補すれば、大損には至らぬものなり、天下を治むるの道も亦然り、其の弊害の起る毎に、能く之を脩むれば、大亂には至らぬものなり、且つ貴さに居りて驕

らず、富みて儉を守るは、永く富貴を保つ所以の道なり、少壯の時頼をして、此の意を知らしめんと欲すればこそ、今日此の業を爲すなれと言ひければ、義景大に其理に服しけり、禪尼の時頼を訓ふることに此の如くなりしかば、時頼の爲す所亦大に觀るべきものあり、時頼嘗て最明守を創建し、退居して病を養ひ、其職を北條長時に委ね、猶軍政を參知せり、時頼の職を解くや、役人中私を狭み民を害するものあらんを恐れて、身自ら緇衣を着け、行脚の僧となりて、四方に間行し、潜に風俗を察し、若し寃狂を蒙むる者あるを聞けば、自ら其家に就きて、事狀を問ひ、我れ嘗て鎌倉に仕へぬれば、子の爲めに之れを訴

へんとて直ちに書を作り、之に與へて爲めに寃狂を解きし者少からず、斯く巡歴せし地の民情を視察して、其善惡に隨ひ、賞罰を行ひければ、郡國の守宰ども、皆自ら修飾し、風俗敦厚に歸したり、時頼の儉素たる一話を左に奉けん、一夕族父宣時と云ふもの來りけるに、時頼何かな饗せんとして起ちて厨に入り、紙燭を照して、殘醬を素め、之れを脩めて曰く、獨り飲まんよりは、卿と共に樂しまんに若かずと、手づから杯を舉げて、宣時に勸め、終夜對飲し、大に歡を盡したりとぞ、其自ら奉ずるの淡薄なる是の如きは、實に禪尼の薰陶に因るものなりと云ふ、

○滿ハ損ヲマナキ、謙ハ益ヲ受ク、  
(易經)

○人、禮アレハ則チ安ク、禮無ケレハ則チ危レ、  
(禮記)

○禮ヲ知ラザレバ、以テ立ツナレ、  
(論語)

○恭、禮ニ近ケバ、耻辱ニ遠カル、  
(論語)

○君子ハ、人ヲ貴ヒテ、己ヲ賤レ、人ヲ先ニレテ、己レヲ後

ニス、  
(禮記)

○恭儉ハ、惟レ徳ナリ、  
(書經)

○國奢レバ、則チ之ニ示スニ、儉ヲ以テレ、國儉ナレバ、則チ

之ニ示スニ、禮ヲ以テス、  
(禮記)

○身ヲ立ツルノ要ハ、節儉力行ニ在リ、  
(古語)

十二 二宮尊徳の傳

二宮尊徳は、相模國足柄郡柏山の人なり、通稱金次郎と稱

す、尊徳は其號なり、人となり沈毅にして大度あり、幼にして世を濟ふの志を抱き、畫策する所つねに人の意表に出づ、年十四の時、母を喪ひ、十六の時父を亡ふ、時に一人の弟あり、家貧にして自ら養ふと能はず、乃ち出して人に托し、單身耕作に従事し、僅に其の日を送るに過ぎず、書を讀み、字を習ふの志ありといへども、筆墨を買ふべき資なきを以て、砂地に字を書して、之を習ふ、後空地に就き、菜種を播き、其の實數升を得て、之を市に賣り、若干錢を得て、硯、筆、墨を購ひたりと云ふ、嘗て僧の觀音經を誦するを聽き、大に感ずる所あり、曰く、人間の事業たる、甚た多しと雖、急を賑はし、貧を濟ふを以て、善の第一義となすと、時に年十四なり、後此念を變へざることを始終一日の如しと云ふ、常に貧

素を守り、衣は、綿衣たりとも重ねず、未だ曾て草鞋を着けず、食は、一汁一菜の外、決して他を食せず、其の室は、琉球壘を敷くのみ、嘗て其の邑に、道普請あり、人々出て、其仕事をなす、尊徳も亦其中にあり、然れども、年幼にして事に堪ふることに能はず、尊徳自ら奮て曰く、吾れ夫役に就くも人を待ちて其事を全うす、衆人幸に之をゆるすも、獨り心に愧ぢざらんや、抑財は天より降らす、願ふに我が力の如何に在るのみ、吾れ夜を以て、草鞋を作らば、或は報ゆることを得んかと、毎夜草鞋三足つゝをつくり、翌日土工場に至り、草鞋のやぶれたる人に與へり、尊徳是より苦寒酷暑といへども、夜三更に至るまで、勤勉怠らずといへり、尊徳平生人に教ふるに、善を爲せば、善果を得惡を爲せば惡果

を得るの道理を懇切に諭し、且つ躬親ら之を行ひければ、遠近其の教へに化するもの、恰も草の風に靡くが如し、此教を報徳と曰ひ、人尊徳を稱して報徳君といふ、小田原侯大久保氏、夙に尊徳の人と爲りを知り、命じて其領内の或る二邑を治めしむ、二邑は、荒廢して治め難しと稱する地なり、尊徳二邑に至り、地形を視、戸口を調べ、出入を算して、勤情を察し、而る後、計較を定め、着々之に依らしめしむ、數年を出でずして、全邑大に面目を革む、又侯の一族中に、宇津氏といふものあり、其領地荒廢して、百姓流亡するもの多し、侯尊徳に命じ、往きて其領の支配人たらしむ、尊徳固辭すること再三、侯聽かず、尊徳遂に命を奉じ、其の領に到り、夙夜其の領内を巡視し、一戸を過ぐる毎に、輕々に看過

せず、即ち人の勉むると勉めざると、夙起夜寝、業の体裁等、一々細かに視察し、悉く之を知り、而る後、窮困の者は、之を恤み、食竭くるものは、之を與へ、春に於て穀の種子を貸し、土地の瘠せたるものは、之に肥料を頒ち、年貢の滞るものには、其辨償の法を立て、屋のやぶるものは、之を繕はしむ等、私費を傾けて以て公費を助け、奮勵力作して、情を起し、羸を扶け、至誠を推して、以て道理を開示すること、父母の子に於けるが如く、而じて、苟も過失あるものは、之を嚴責して改めされは、已まざりければ、人々其の慈に感じ、嚴に畏れて、遂に荒蕪を變じて、良田となし、水利を通じ、堤を築き、火耕水耨、各其の宜きに隨ひ、常に星を戴きて出て、星を見て歸り、白晝門を過ぎで入らず、兒あり、生れて數歳

にして、父の面を識らざるものあるに至る、此の如くすること十餘年にして、人民皆自ら耻を知り、舊弊斯に革まる、其後一年凶荒ありて、諸州の民死亡流離の慘ありしも、此の領のみは平日に異ならざりきといふ、其後小田原領、まきに食を欠き、哭聲道に滿つ、尊徳報を得て、小田原に歸り、領内を巡視して、飢民を賑はすこと、四万三百九十人なり、或人尊徳のなす所を疑ひ、之を侯に告ぐ、侯笑て曰く、幸ひ今天下治まり、人民上の命を聽きて無爲なりしも、若し亂世の時ならば、我領分の民は、悉く尊徳の徳に歸せんのみ、豈厚顔人主と稱するを得んやと、以て尊徳の小田原侯に尊信せらるを知るべし、侯尊徳に金千兩を與へて、博愛の資となし、以て其の教旨を徧く州國に行はれしめんとせ

り、然るに幾程もなく、俟世を去りしかば、醜者之を惜む  
 野州に一村あり青木といふ、其の村堀を穿ちて以て田に  
 漑ぎ、一村頼りて以て生活を爲す、嘗て大雨數十日降りし  
 に、堀これが爲に壞る、然るに小村にして修築するを得  
 ず、人民大に之に苦む、偶、尊徳の博愛にして救民を専らと  
 するを聞き、人々尊徳の門に來りて、教へを請ふ、尊徳曰く、  
 余青木村を視るに、田畑荒蕪せり、若し子等力を盡して耕  
 作に従事するを余の命する所に従はば、余敢て力を貸さ  
 ざらんやと、衆大に喜び、其言の如く奮ふ、尊徳青木に抵り、  
 衆民を奮勵して、遂に堰堤を改修して、堅固たらしめしと  
 云ふ、天保十三年幕府尊徳の名を聞き、召して封を賜ひ、始  
 めて士族に列せしむ、後日光廟社の祭田久しく荒蕪に屬

するを以て、尊徳をして興復の策を獻せしむ、尊徳乃ち刻  
 苦三年にして、策書六十卷を撰み、之を幕府に奉り、遂に命  
 を受けて日光官舎に移り、其の事に任ず、時に諸大名其臣  
 下を遣はして、教へを受くるもの、尊徳の門に相望む、  
 尊徳の民を諭すや、至誠を推して以て開諭し、繼ぐに涕泣  
 を以てす、故に感化せざるものなし、其の民の爲に法を立  
 つるや、務めて奢侈を省き、衣物、什器若くは婦女飾具の如  
 きは、皆ひさぎて以て財に換へしめ、因りて負債を償ひ、以  
 て生活の資に充てしむと云ふ、自ら金錢を得るや、之を私  
 せずして、報徳義金として、流通轉移して暫くも留めず、積  
 みて萬有餘圓に達すと云ふ、安政三年病みて日光官舎に  
 歿す、時に年年七十

和氣廣蟲の傳

和氣廣蟲は、備前國藤野郡の人にして、彼の忠烈ならびなき清麿の姉なり、從五位葛井戸主に嫁す、廣蟲人と爲り、貞順にむして節操堅く、孝謙天皇の爲めに愛信せられ、正六位下を授けらる、天皇落飾し給ひしとき、廣蟲も亦これに從ひ、法弟子と爲りて、法均と號し、尼位を授けられ、守大夫に遷み、  
 孝謙天皇御位を淳仁天皇に讓らせ給ひ、太上天皇とならせ給ひし後、僧道鏡を寵愛し給ひ、押勝の寵凌く衰へしかば、押勝不平に堪へず、只僧道鏡を除かんと欲し、切に兵を集む、太上天皇大に驚かせ給ひ、兵を遣はして之を討せしめければ、押勝近江に走り、愛發の關を扼守せり、官軍水陸より並ひ攻めて、之を破り、遂に押勝を斬りて、餘黨を誅滅せり、

此の亂や、押勝の連累にして、斬罪に當る者數百人なりけるが、廣蟲太上天皇を諫めて、死を減じ、流刑に處する者頗る多かりき、且つ亂後飢疫頻りに至りて、民間生兒を育する能はず、往々これを棄つる者ありければ、廣蟲之を収めて鞠養し、凡八十三兒を得たり、因りて姓を葛城の首と賜はれり、  
 神護景雲三年、從四位の封戸、并に位田を賜ふ、弟清麿の好僧道鏡に忤ふて、大隅に竄せらるゝや、廣蟲も亦還俗して舊名に復すべきの詔命を蒙れり、光仁天皇登祚し給ふに及び、姓名を復し、召還して從四位下を授け、典藏と爲し給



へり、光仁天皇嘗て嘆美じてのたまはく、諸の侍臣執御は、人を毀譽すればとも、獨り廣島は人の短を言はずと、廣島正四位下に累進し、宅を新都に起して稻を賜ふ、終に正四位上に進み、典侍と爲る、延暦十八年に卒す、年七十、天長三年に正三位を追贈せらる、

○用ヲ節レテ、人ヲ愛ス、

(論語)

○汎ク愛スルヲ、仁トイフ、

(論語)

○仁者ハ、敵ナレ、

(論語)

○君子ハ、人ノ美ヲ成レテ、人ノ惡ヲ成サズ、

(論語)

○愛ハ、人ヲ惡マズ、是レ仁ノハジメナリ、

(初學須知)

○富ミテ奢ラズ、且施テ好ミ、貧レクテ且直ナラバ、共ニ

君子ト謂フベレ、

(新井君美)

○人ヲ愛スレバ、人亦己ヲ愛ス、

(孟子)

○人ニ恩ヲ施スト雖、其報ヲ得ント欲スル念フル者ハ、善

ヲ行フニアラス、惟恩ヲ交換スルノミ、

(古語)

○其身ノ窮ヲ憂ヘズレテ、道ノ修マラザルヲ憂ヘ、家ノ財

無キヲオソレズレテ、名ノ揚ラザルヲソル、モノハ

君子ナリ、

(方孝孺)

○種ウルコト大ナレバ、産スルコトモ亦大ナリ、種エザレ

バ産スルモノナレ、

(三宮竹徳)

十四 紫式部の傳

紫式部は、式部、丞藤原爲時の女にして、右衛門權佐藤原宣孝に嫁せり、式部天資敏慧にして凡ならず、幼きとき其兄

の書を読むを聞き、輒ち能く諸記せり、爲時甚だ之を愛しけるが、常に汝が生れて男子たらざりしを恨むと云ひき、長するに及びて、和歌を善くし、博く和漢の舊記に涉り、兼ねて朝廷の典故に通じ、最も文詞を巧みにせり、夫宣孝に蚤く後れて、寡居したりしが、時に一條天皇の皇后上東門院、深く文學を好ませられ、婦人の才識ある者を選びて、左右に待せしむ、式部も亦是は、門院の左右に伺候して、御覺えめでたかりき、門院嘗て白氏文集を讀まんと欲せられしかば、式部は、爲めに樂府二卷を侍講せり、是の時に當りて、宮媛の風俗大に頽廢し、醜穢の行多く、彼の著名なる清少納言の如きも、亦其節操を破りて、怪まざりし折柄なるに、獨り式部は、凛然其操行を守りて、泥中に卓出し、

當時飛ぶ鳥も落ちん威勢なりける、門院の父、藤原道長が、意にも從はざりき、式部が、高名を後世に傳へしは、其淑徳にも因れることながら、就中源氏物語五十四帖の傑作に基けるものとす、そも源氏物語は、醍醐、朱雀、村上三朝の事蹟に假托し、空に架し、虚に憑り、其春花秋月を寫すに至りては、絢爛眼をくらまし、其悲哀愁悼を狀するに至りては、讀む者をして潸然涕をそゝがしむ、文辭の閑富なる、筆力の精妙なる、真に今古に卓越せり、されば後人箋註を下し、疑難を釋きて、和文の詞宗とせり、一條天皇嘗て源語を讀み給ひて、是れ善く日本紀を諳熟する者なりと宣はせ給ひしかば、人呼びて日本紀、局と曰へり、又式部が紫の名を得たるは、源語中、最

優最美の女主人公たる、紫に因れるものなりと云ふ、其才華此の如し、然れども其著はず所の日記を見るに、順良謹慎にして、所長にはこらす、又貞淑にして節操の譽れ高く、音に文辭を以て、千歳の模範たるのみならず、德行を以て宮媛の龜鑑たるべきものなり、或る書に、式部を評して、本朝第一の婦人なりといひしも、過言にはあらざるべし、女あり賢子といふ、太宰大貳高階成章に嫁し、のち後一條天皇の乳母となりて、三位に叙せられ、大貳三位と稱す、また和歌を善くして、狹衣と題する、書を著せり、

十五 稿保己一の傳

稿保己一、本姓は荻野、通稱は辰之輔、水母子と號す、武州秩父郡保己野里の人なり、七歳にして明を失ふ、其家極めて

貧困にして、父おれを鞠養する能はず、乃ち之を東都の醫僧に托せんとし、寶曆七年八月、保己一一將者と俱に、郷里を辭し、江戸に來れり、時に年十四、然れども知己の頼るべきなく、相抱きて九段阪上に涕泣せり、適内藤安房守、これを見て怪み、其故を問ふ、保己一曰く、我輩修業の爲め、此地に來り、一知人を訪ふに在らず、計の出づべきなし、故に路傍に涕泣するなりと、安房守これを憫み、二人を従へて歸り、厚く之を扶助す、

後保己一、兩宮檢校を師とし、按摩鍼治の術を學ぶに、成らず、又琴三絃の技を習ふに、亦成らず、一日師問ふて曰く、汝は何業を修めんと欲し、且つ何の神をか最も崇ぶやと、對へて曰く、脩めんと欲する所は、文字に在り、且つ管神は文

學の宗豐公は成達の鑑なり、小子最も之を崇敬すと、日々百人一首を誦して、倦まず、時に法兄豐一、貸貸して家甚た富みけるか、半途にして死し、五百金を遺せり、保己一は當さに法弟を以て、其遺資を承くべきに、毫も之を顧みざり、或人曰く此の金を以て貸貸せば、毎年三百金の利息を得べし、是れ家老以上の産なり、且つ貸貸年を歴て、利に利を生ずれば、竟に大名の富をも致すべし、時失ふべからずと、保己一曰く、俚諺に云ふ、渴しても盗泉の水を飲まずと、今吾れ貧しと雖も、豈に貪暴の貨を望まんや、豈に人の貨財を奪ふて、其妻子を餓ゑしむべけんや、若し己むこと能はずんば、則ち瘞を減せんのみと、

保己一遂に去りて他にゆき、毎旦未明に、麴街の神祠に詣

し、期するに、千日を以てす、其祠に詣するや、必ず祠前に向ひ往復百回す、俗に言ふ百度詣是なり、或る人、深く保己一の精誠を善みし、厚く撫養を加ふ、保己一、初め萩原宗固の門に入り、國學及び和歌を學ぶ、幾くならずして、其學大に進む、年二十一、二にして一書を著述せしむ、宗固これを見て曰く、子が才氣を以て是等の小事をなすは、甚だ惜むべし、希くは更に志を興して、大業に従事する所あれと、保己一大に其言に感じ、是れより益々切磋砥礪し、漢籍は川嶋山岡の諸儒に従ふて、之を學び和學を修むるの旁ら、皇朝の律令をも研究せり、年二十四にして、賀茂眞淵の門に入り、益々和學を研究し、凡そ皇朝の歴史律令格式より、歌書物語及雜書に至るまで、涉獵して暗記せずといふことな

天明三年、金を納れて檢校となり、寛政五年和學講習所を設け、始めて學生を教授せしに、幕府其舉を嘉み、府下の地一所を賜ひ、其地租を以て、教授の資に充てしむ。保己一嘗て夜に方り、弟子を會して、源氏物語を講じけるに、偶々風吹きて燈を滅せり、然るに尙ほ講を續けて已まざりしかば、衆生暫く燈を點するを待たれよと、請ひければ、保己一冷笑し、燈火なきときは、見るを得ずとは、さてく、明目の人は、不自由なる者かなと曰へりとぞ。

享和三年進みて總録となる、其刊行する所の群書類従は、三十九年を経て、成功せる所にして、正續二篇合せて三千七十種、其冊數は二千八百五十卷あり、其稿を起すや皆書

生に命じて、膝寫せしむ文化十一年、功を以て始めて徳川大將軍に謁見し、尋ぎて文政四年二月、職總檢校となり、再び大將軍に謁し、金及び時服を賜はる、同五年七月病を以て歿す、時に年七十六なり。

嗚呼保己一の如きは、失明の躬を以て、千艱萬苦に堪へ、學を修め業を研きて、其蘊奥を究め、聲名を千秋に傳ふることも斯の若し、世間具明の男子にして、終生一も成す所あるなく、徒らに生き、徒らに死する者、保己一の風を聽かば、豈に心中に耻づる所なからんや。

圓山應舉の傳

圓山應舉は、丹後の人なり、京都にいそ、書を石田幽汀に學びて、出藍の譽れあり、筆力漸く習熟するに及びては、規

矩に泥まじり、生物を描寫するを好み、凡そ、花、鳥、草、木、人、獸、蟲、魚、皆その生物によりて、つゝおさに、其形狀を盡すを主としたりければ、遂に一新機軸を出し、一世の妙手と稱せられ、名聲海内に遍ねく、諸士争うて其門に入る、當時の弊として、軍學、兵法、書、畫等、各其流派あり、首領ありて、其の許可を得ざれば、其學精しく、其技巧ありと雖、以てその名を顯はすこと能はざりき、畫家には、狩野派、土佐派、杯の派別ありて、先人の名譽をつぎて、種々の位官を拜受し、之を世襲の如くになし、以て門地を貴ぶの風、盛んに行はれ、後進の徒は多くは、壓抑を受けて、その技倆を逞くすること能はざりしに、應舉は、その抑壓を排して、一旗幟を樹て、遂に圓山派なる、一派を開けり、應舉常に門弟子をして、紙筆を懷にせ

じめ、行路の間に於ても、もし異様のものに逢ふときは、之を寫し置くべしと教へ、自らも其の如くせり、嘗て臥猪の生物を寫さんと心掛け、八瀬の柴賣婦に、此事を語りければ、婦の曰く、我が里にて數猪を見ると、應舉之を聞き、八瀬に至りて、臥猪を求む、數日の後、或る藪陰に、猪の臥するを認め、天の與へど大に喜びて、之を寫し、歸家の後、門人を集めて、臥猪の畫出來たりとて祝ひける、其翌日、鞍馬より來る、炭賣りの翁、應舉の門を覗きて、人々の臥猪の畫を稱賛するを聞き、口の内にて、何事をつつおやき、あざ笑ひて立去りければ、門人斯くと應舉に告げれば、應舉翁を呼び止め、翁余が畫ける臥猪の圖を見て、あざ笑ひしは、何か意味ありてのことなりとやと、詰りければ、翁の

曰く、されはさ、余は臥猪を見ること、數あれども、未だ曾て貴齋の如きものを見ず、猪は臥すといへども、其背上の毛疎堅す、此畫は否らず、是定めて病猪を見て畫きしならんと答へける、其翌日八瀬の婦來り、前日の猪は其所に死せりといひければ、應舉は益實見の貴さを感じ、更に初一念を貫かんとて、野となく、山となく、尋ね廻りて、遂に眞の臥猪を得て、之を寫し、世の喝采を博したりといふ、是より應舉の名益、世に顯れりとぞ、應舉の畫訓に曰く「凡そ圖畫の術は、物象を寫し其精神を傳ふるに外ならず、然るに畫にして、若し粉本のみを守りて、物体の理勢に明かならずんば、筆者の寫字三昧と、同一にして止む、斯の如くんは、只筆墨を弄するといふものにして、畫を作るの本意にあらず、

故に、我門に遊ぶものは、むしろ運筆の遲鈍かりとも、構思に心をつくして、物象を寫さんことを要すべし、古圖を臨仿して、直に己が有となし、新に意匠の巧を致し得ざる如きは、畫作といふを得ず、この故に我徒は、専ら造物を模範とし、造物に本きて、製作を事とすべし、現今應舉の筆になりしものは、寸縑片紙といへども、人争うて之を購求し、名譽として之を秘藏す、以て應舉の世に愛重せらるゝを知るべし、

應舉が空前絶後の名畫伯たりし事は、世人のよく知る所なり、寛政元年新内裏御造營の際には、常御殿一の間の繪を應舉に命じて畫かしめ給へり、其他勅を奉じて、畫きしものも、少ながらず、宜なり、後世争うて應舉の畫幅を珍藏

するや

○志アルモノハ、事遂ニ成ルナリ

(漢光武帝)

○勉強ハ、幸チ生ムノ母ナリ、

(古語)

○玉磨カサレバ光ナシ、人學バサレバ智ナシ、(實語教)

○幼ニシテ學ハザレバ、老テ後悔ユ、

(家語)

○一卷ヲミレバ、一卷ノ益アリ、一日書ヲ見レバ、一日ノ益

アリ、

(見環)

○玉琢カザレバ、器ヲ成ラズ、人學バサレバ、道ヲ知ラズ

(禮記)

○人ノ學進マザルハ、只是レ勇ナキガ爲メナリ、

(程子)

○人勤ムレバ、百事成就シテ、百福至ル、惰レバ、百事成就セ

ズレテ、百福至ル、

(初學知要)

○人トレテ、智ナケドバ、木石ニ異ナラズ、

(實語教)

○怠らず行けは千里の外も見ん牛の歩みのよしおそく

とも

(古語)

○少キ時勞ニ服スレバ、老テ後安逸ナリ、

(省心雜言)

十七 德川光圀

德川光圀は、德川家康の孫にして、頼房の第三子なり、光圀資性非凡にして、幼きより文武の道に秀でたり、其長するに及びて、博覽多識にして、諸學に通せり、光圀夙に尊王の志深く、我が國史の完全ならざるを憂へ、大日本史を修めて、之れを補はんと欲し、江戸小石川の邸内に、彰考館を開きて、碩學秀才を聘し、編輯に従事せしめ



ぬ、其編輯の體裁等は、必ず史臣と共に、協賛を悉くし、が、皇統を正し、神功皇后を后妃に列し、大友皇子を本紀に掲げ、正朔を南朝に繋けて、神器の京師に入るに及びて統を後小松天皇に歸し奉りたるが如きは、皆光圀の卓見に出でしなり、書成りし後も朝廷を憚りて、敢て書名をば命せざりしが、其の後子孫遺志を繼ぎて、絶えず修史に従事し、立孫治武の時に至り、初めて勅許を蒙り、名を大日本史と命じ、版木に起して朝廷に上りける、

初め光圀、兄頼重を越けて世嗣となりたるを、安からず思ひ居たりしが、或る時史記の伯夷傳を讀みて、兄弟國を讓り合ひしに感じ、頼重の子に領國を傳へんものと定めたり、天性至孝にして、父頼房の卒したる時、悲哀に堪へず

して、數日の間殆ど寢食を廢する程なりけるが、其葬儀はすべて古禮に遵ひけり、此の時頼房の近臣等殉死せんと欲する者多かりしを、光圀諭して止めける、其頃、は、戦國の悪しき習はしを承け傳へ、主人たる者死するときは、之に従ひて死し、其人數の多きに誇りたりしに、是より幕府天下に令して之を禁せらる、

斯くて、光圀幕府に參じ、將軍の命を拜して、水戸の封土二十八万石を襲けり、其前日兄頼重と諸弟とを、亡父頼房の靈前に會せしめていへらく、某弟の身をもて兄に越えしは、本意に背けり、されど今まで忍びたりしは、父の世にいはれしが故なり、明日幕府は、某に封土を襲かしめん、依りて願はくは頼重の子綱條を得て、世嗣とせん、さらでは敢

て幕命を拜せじと、諸弟其志の奪ふ可らざるを見て、頼重に勸めて、之を諾せしめけり、此の頃、支那にては明朝亡びて、清朝の世となりたりしが、明朝の遺臣朱舜水といへる者、日本の援兵を借りて、明の皇室を恢復せばやと、若はく長崎に渡航せり、光圀其賢人なることを聞き、聘して之を師とし、自ら弟子の禮を執り、舜水は、嚴格端正にして、容易に人を稱譽せざりしが、獨り光圀をは、大に尊重しけるとぞ、又嘗て、湊川に楠正成の碑を建て、前面には、嗚呼忠臣楠子之墓と自書し、背面は朱舜水の贊を刻して、正成の精忠をあらはし、且つ田を買ひて、兵庫の廣嚴寺に寄附し、永く香花の料に充てたりといふ、封土を網條に譲りて後、水戸に歸り、侍臣に謂て曰

く、吾久しく弟の身をもて封土を襲ぎ心安からざりしが、今は網條に譲りたれば、吾が素志畢りぬとて、久慈郡大田村なる、西山に居を下し、此の處に茅屋を結びて、詩を賦し、歌を詠じ、澹然として自ら樂み、粗食を食し、粗衣を着けて、心甚た之に安じ、自ら西山隱士と號せり、是れ伯夷が彼の西山に陟りて、こゝに薇を取ると云ひし、意をくみけるとなん、光圀太平の世に生長せしも、敢て武備を忘れず、常に武を講じ、奢靡を禁じて、最も心を民事に盡し、老後と雖も、時々微行して、民の疾苦を問ひ、冤枉を視察し、豫め雜穀を蓄へ、凶歲には、乃ち出たして民を賑はし、饑寒孤獨癘疾にして、告ぐるなきものには、歳々雜穀を給與す、又殖産興業に

意を注ぎ、漆楮を植ゑしめて、紙蠟の利を廣め、牧場を開き、馬を飼養し、湖水に魚類を放ちて、其繁殖を謀り、前海の石を取り、大津濱に移して、昆布を生せしめけり、又下總の小金、及び鎌倉の驛路は、原野渺漠として、行旅の迷ひ易きを察し、松を植ゑしめて、之れが標となせしなき、其の美績舉げて數ふべからず、

光圀、自ら著したる史書、及び詩歌を朝廷に上りしこと、前後其の數を知らず、又勅を奉じて、詩を賦し、文を撰びしこと、も度々ありき、されば後西院天皇より、賜はりたる宸翰に、備文、兼武、絶代、名士といふ語あり、貞享十三年十二月、病みて西山に卒しぬ、謚して義公といふ、後世光圀の風を聞きて、奮ひ起りし者、其幾許なるを知らず、王政維新の大業

も、蓋し此に基るを開きしなるべし、天保三年朝廷詔して、從二位權大納言を贈らせ給ひ、明治二年詔して其功勞を追賞せさせられ、特に從一位を贈らせ給ひぬ、

十八 貝原益軒の傳

益軒、名は篤信、益軒は其號なり、筑前國福岡の人なり、父を寛齋といひて、黒田侯に仕へ、醫を業とせり、益軒六歳の時、母に別れ、九歳の時、兄存齋に就きて書を讀み、幼きより群兒の遊びを好まず、たゞ書を讀むことを好み、中年に及び、京師に遊び、松永尺五、山崎闇齋、木下順庵の諸儒に従ひて學ぶ、日夜刻苦すること、凡そ三年、業大に進む、私塾を開きて書を講じ、傍ら諸子百家の書を涉獵す、性謙遜にして、博識を以て自ら傲らず、平常深く隠して、愚なるが如し、然れ

とも益軒の名日に顯はる、嘗て京師より國に歸るに、路を海上に取れり、同船數人の中に一少年あり、意氣傲然喋々書物を論議す、益軒傍に在りて、沈黙聽聞し、宛も字を知らざるもの、如し、已にして陸に上るに及び、谷、其姓名を告ぐ、少年始めて益軒なることを知り、赤面して遂に姓名を告げずして、逸散に走り去れり、益軒好みて書を著はし、人を利し、物を濟ふを以て要となす、其撰著する所、百有餘種に下らず、記するに多く、假名文字を交へ、婦女兒童にも了解し易からしめしを以て、その世に行はるゝこと最も廣く隨ひて世を益したること莫大なり、益軒の著書中に於て慎思錄、家道訓、大和俗訓、初學訓、童子訓、初學知要等は、後世訓誡の書として重んぜらる、黒田藩の三侯に歴仕して、

禮遇優渥を蒙り、累りに食邑を加へらる、益軒好みて奇勝の地を探り、足跡殆んど天下に遍ねし、亦皆旅日記を作りて、以て旅人に便す、益軒常に言ふ、我れ人にすぐれたることなし、但恭默道を思ふのみと、然るに一時宿儒老師悉く推服し、豪族名門各、敬屈し、名聲噴々たりしかば、畏くも朝廷に聞えて賞せられぬ、晩年家に居りて、復出てず、清閑自らたのしみ、手書物を釋かず、正徳甲午歲病みて卒す、享年八十五、妻江崎氏も、婦徳ありて和歌を善くし、書を工みにし、益軒と、よに、諸州を漫遊して内助ありとぞ、益軒和歌を好みて、詩を嗜まず、曰く和歌は言葉も意も誰にも、通曉し易けれども、詩は國民の言晤に異なれば、模倣し難し、故に國民は和歌を詠するに適して、詩を賦するに適せずと、

辭世の歌に曰く、

こしかたは一夜ばかりの心地して

やそぢあまりの夢を見しかた

益軒嘗て湊川を過ぎ、楠公のむかしを追想し、公の記事を一片の石に著るし、永く遺跡を没せざらしめんと、兵庫の富商に議し、楠公の碑文を撰みて、與へければ、富商よろこびて、やう石工をも用意しけるに、俄に使來りて、其稿を取り還されぬ、富商は文章の修正にもやと思ひて、使に渡しけるに、再び使を遣はして、言はしむるやう、我等思ふに、楠公の勳功、日月をも貫くべきに、予が如き、淺學の筆もて記したらんには、却りて其名譽を汚がすべしと思ひて止みぬ、貴殿へ龜忽の約を申たり、許し玉へとありしゆゑ、富商

も是非なしとして、斷念しぬ、益軒の謙遜概ね此の如し、益軒嘗て人に教へて曰く、「世は海なり、身は舟なり、志は舵なり、舵をあしくとれば、行くべき方に行かず、風波にあへば、舟くつかへることく、志のもちやう肝要なり、あしく志を持てば、身をくつかへず、舵のとりやうあしくして、舟をくつかへすが如し」と、

十九 佐藤信淵の傳

佐藤信淵、字は元海、羽後國雄勝郡の人なり、明和六年己丑六月を以て生る、天明元年、父立明齋に従ふて松前に遊び、明年壬寅、奥州各地を經歷し、翌年出羽の鳥海、月山、羽黒の諸山に上り、庄内、最上、米澤の風土を察し、會津に入り、下野の那須、高原、金山の諸地を巡察し、翌年又父に従ふて日光

山の隈谷を跋渉し、異産奇品を探尋し、足尾の銅山に到りて、父が銅鑛を分拆するを見て、之を習ふ、父既に没し、遺命を奉じて、江戸に出で、宇田川枕園の門に入り、和蘭學を修む、時に年十六なり、刻苦勵精して、天文、地理、歴算、測量等の術を研究す、寛政の初、津山侯に見ゆ、爲めに弊政改革記二卷を著はす、既にして西海に遊び、諸種の物産を探究して、其術大に進む、又有馬侯の爲めに、筑後川の水害を防止するの法を示し、八頭牛の製法を授く、文化三年江戸に歸りて、京橋柳町に住す、翌年阿州集堂氏の幕僚と爲り、徳島に到り、火技を講じ、三銃用法論を著し、海防策を筆し、専ら海外直輪貿易を説けり、

六年再び江戸に歸り、同年秋上總山邊郡大豆谷に退居し、家學の術作を専らとし、文化二年農政本論を著はせり、是れ信淵刻苦して先世の遺稿を訂正せし所にして、七種五拾卷なり、以て農家七部と定め、農政本論を以て、之が綱領とし、七部書を以て、其條目とす、又嘗て下總小金原の牧人に、牧馬の法を授けしが、後果して良馬を出せりと云ふ、天保元年、江戸芝薩州邸の猪飼某が、請に應じ、薩藩經緯記を著はし、之に、島津公之を見て、大に嘉みし、物を賜はれり、天保八年、參州田原侯の需に應じ、其封内を巡歴して、耕種法を講明し、天保十一年、丹波の綾部侯の請に由り、封内を巡歴して、農法を説示し、一村毎に社倉を置き、又貴難録を著はして、侯に呈せり、天保十三年、武州鹿手袋村に到り、農

法を里人に教ふ、又物價全論簽書を著はし、穀貴くして金賤きは、國土を經緯するの本原なるを論ず、或は長藩主の爲めに、三田尻の海濱を修めて、大に鹽田を起すことを教へ、或は大阪の豪商鴻池善右衛門に、新田を開墾すべき要旨を示し、事皆成功を見るに至れり、凡る經歷する所の、六十餘國、皆世益を擴め、民産を厚ふするの法を、指授せざるはなし、

信淵は天資豪爽にして、能く艱苦に堪へ、毀譽得失を以て意に介せず、其言を君相に進むるや、或は容れられざるも、敢て説を曲げ世に阿らずして曰く、吾が説は、今日に用ひられざるも、後世大英雄の君起るあらば、必ず吾が家學を用ひて、宇内を一新すべきなりと、其四方に奔走して、屢々

世故に遭遇するや、殆んど休息の暇なしと雖も、燈以て晷に繼ぎ、手曾て卷を釋さしことなく、畢生の全力を著述に用ひ、其著書無慮三百餘種にして、散逸傳はらざる者、猶ほ多し、

○人生最大ノ德義ハ、國家ノ公益ヲ重ンズルニ在リ、

(古解)

○公事ヲ輕ンシ、私事ヲ重ンズルコト勿レ、

(今川貞世)

○公益ノ爲メニ、資財ヲ捐ツルハ、焉ヨリ美事ナルナレ、

(古解)

○君子ハ、有益ノ爲メニハ、千金ヲ輕レトシ、無益ノ爲メニ

(富徳録)

ハ一介ヲ惜ム、

○人ハ、其身位ノ尊卑ヲ問ハズ、己ノ國ヲ裨益スルコトヲ

忘ルベカラズ、

(勸善訓導)

○己ノ欲ス所ハ、之ヲ人ニ施セ、

(西宮)

○德ヲ樹ツルハ、滋キニ如クハ無ク、疾ヲ去ルハ、盡クルニ

如クハ無シ、

(伍員)

○苟モ國家ニ利アラバ、死生コレヲ爲サン、 (鄭子産)

廿 和氣清麿の傳

和氣清麿は、奈良朝の忠臣なり、人と爲り忠直にして、敢て權勢に阿らず、神護中從五位下に累進し、近衛將監に遷り、封五十戸を賜ふ、景雲三年因幡員外介となる、孝謙天皇素と宇佐八幡を信じ給ひ、之れに敬事すること生に事あるが如し、故にその憑語託宣する所は、一として從はせ給はざることなかりき、時に河内の僧弓削道鏡と云へる者、

を得て宮掖に出入し、遂に法王の位を賜はり、威權比ひて、政事巨細となく決を取るに至りしかば、上下懾服して、其怒りに觸れんことを懼る、太宰の主神中臣習宜阿曾麿道鏡の旨を希がひ、矯はり奏して曰く、八幡大神託宣す、道鏡をして皇位に即かしめば、天下必ず太平あらんと、是に於て天皇清麿を御坐近く召し給ひ、詔して曰く、昨夜夢に八幡大神の使來りて、大神汝が姉法均尼に憑りて、言ふ所あらんと欲すとの告げあり、汝宜く法均に代りて、言ふ所請り神教を受くべしと、清麿勅を奉じ、將に發せんとするに臨み、道鏡目を瞋らし、劍を按じ、清麿に謂ふやう、大神吾れをむて天位に即かしめんと欲す、使者を遣る所以のものは、蓋し此れが爲めなり、汝宇佐に詣り、能く神教を奉じ



て誤ること勿れ、吾れ天位に即かは、汝に太政大臣の官を授け、尙國政を委せん。若し誣妄の言を奏せば、重刑に處せんと、頻りに禍福を説きて、非望を遂げんとせり。清麿既に發し、途にして、路豊永に逢ひけるが、豊永清麿に訓ふやう、道鏡若し天位に登らば、吾等何の面目ありてか、之に事へん、吾れ將に二三子と與に、伯夷に従ふて游はんのみ、安んず。無道不義の奸僧に事へんやと、清麿死を誓ひて別る。斯くて、清麿宇佐に詣り、還りて奏すらく、我が國家開闢以來、君臣の分定まれり、臣を以て君と爲すことは、未だ曾てあらざるなり。天日嗣は必ず皇胤に限る、無道の人には宜く速かに除くべしとの御告げなりと、憚る所なく述べければ、道鏡大に怒り、清麿の本官を解き、出して因幡員外介と

なす。未だ任所に赴むかざるに、道鏡奏すらく、清麿その妹法均と謀り、神教と矯はりて朝廷を欺罔すと、依りて其罪を追加して、姓名を別部磯麿と改め、大隅國に流し、人をして清麿を路に殺さしめんとしけるが、適ふ雷雨俄かに起り、天地晦冥、咫尺を辨すること能はず、命を受けし者猶豫もて未だ手を下さず、時に勅使來りて、清麿の死罪を赦しければ、清麿辛ふじて命を全ふすることを得たり。參議藤原百川、清麿の忠烈を愍れ、其封備後の二十戸を割きて與へける。翌年三月、清麿謫所より書を上つりて、具さに大神の教旨を受けし狀を陳す。是の歲天皇崩し給ふ、光仁天皇の踐祚し給ふや、道鏡を下野に竄し、清麿を召還して、姓名を復し

明年に至りて、本位に復せらる、既にして清麿及び廣蟲並  
 ひに性を和氣朝臣と賜ふ、廣蟲は清麿の姉にて、則ち法均  
 たり、  
 清麿、歴官して民部大夫兼中宮大夫となる、從三位に進み  
 更に功田二十町を賜ひて、以て子孫に傳へしむ、十八年薨  
 す、享年六十七、  
 清麿省例二十卷を撰み、又中宮の命を奉じて、和氣譜を撰  
 し、之を上つる、更に田一百町を、備前に開墾し、永く賑給の  
 資となし、  
 廿一 林子平の傳

林子平、名は友直、江戸の人なり、父の良通は源五兵衛と稱  
 し、幕府に仕へて祿六百二十石を食み、小納戸兼書物奉行

となり、大炊頭と改稱す、良通の古今の學に涉り、和歌を著  
 ぐも、最も國朝の典故に通じ、儀式數十卷を著はす、後事に  
 因りて藉を削られぬ、良通に二男あり、長を友諒と曰ひ、嘉  
 膳と稱す、次は則ち子平なり、長女清は姿色ありて和歌を  
 善くも、仙臺侯の側室となりければ、侯は友諒を召して、祿  
 を給す、是に於て、友諒は子平ともく、仙臺に居住せり、  
 子平幼きときより、穎悟にして、人の束縛を受けず、常に山  
 野に遊びて、鳥獸を驅逐す、年十二三の頃、畧は書史に通じ、  
 舉動宛も大人の如し、好みて地圖を展觀し、邦土の廣狹、山  
 川の脈絡等一々踏記せざるはなく、爲めに寢食を忘る、  
 に至る、子平心を經濟實務の事に傾け、大志を懷けるを以  
 て、本籍に仕へず、弱冠にして、郷里を辭し、四方に流寓し、け

るが、齋らす所は、各一枚の襦袍と、單衣とのみ、貧苦備さる  
 至れども、要如として顧みず、其親族の貴顯なるを見て、敢  
 て意とせず、常に齷齪として全を求むるは、丈夫の耻づる  
 所なり、寧ろ馳るも、國の爲に盡さざる可らずと曰へり、  
 時に下野の蒲生君平も亦一偉士なりけるが、子平の人と  
 なりを慕ふて、一日子平を訪ひ、短き單衣、破れたる袴を着  
 けて、子平の舎に入りたるに、子平これを見て、汝窮書生自  
 から脩むるに能はざるに、いかぞ人に望むべきと、叱りけ  
 れは、君平も亦怒りて、尊大なる野翁かたと、曰ひつゝ、一言  
 を接せずして去りしとぞ、  
 子平最も心を海防の策に盡す、嘗て外人の竊かに東洋を  
 窺ふを見て、憤り且つ憂へて曰く、我國昇平日久しく、士風

懦弱にして、上下恬安し、恰も醉眠中の人の如し、外人の何  
 物たるを知らずして、徒に禽獸視し、更に心に關せざれば  
 も、殊に知らず、彼れ外人は、技術精熟、器械整備し、海に鐵艦  
 ありて、一瞬千里を走せ、攻むるに火器ありて、金城鐵壁も  
 摧き破るべく、若し一朝變起らば、邦家の事、奈何ともすべ  
 きやうなしと、是に於て、慷慨措く能はず、西長崎に到り、北  
 蝦夷の地を極めて、天下の士氣を鼓舞し、以て皇國の基礎  
 を固ふせんものをも、思ひ立ちけるが、同藩の士に、工藤琢  
 卿と云へる者あり、此の人醫を業として、學問博く、卓見あ  
 りけるが、一日子平と相見て、意氣相投じ、時事を談論し、時  
 を移して別る、是れより日々相訪問して、交情益々密なり  
 き一日子平琢卿を訪ひ、再び長崎に到り、夷情を審にせん

とを謀りしに、疎卿手を拍ちて、其心を壯なりとし、宴を設け、之を饗せり、斯くて、子平は、長崎に遊びけるに、會洋艦の來舶せるもの有りしかば、子平躬自から就きて、洋人に接し、密に海外諸邦の事情を諮詢して、益邊防の急なるを察し、直ちに江戸に還りて、海國兵談、及び三國通覽の諸書を著はしぬ、三書刻既に成りたるに、海内未だ外寇の何物たるを知らず、人皆これを無根の説とす、幕議亦以て虚妄の説なりとし、命じて版を毀ち、子平を仙臺に護送し、兄嘉膳の家に禁錮す、時に寛政四年五月十六日なり、

子平嘗て京都に在りし時、一日中山亞相に謁見せしに、亞相高山正之の慷慨を稱し、其時事を論ずるや、熱心終に涙を流すの状を言ふ、子平對て曰く、彼れは泣癖あるのみ、抑

今や王室端拱攝政府亦人あり、豈に泣くべきものあらんや、只憂ふべきは、海防の一事のみ、一旦外寇の來るあらば、何を以て、之を禦ぐべき、將に坐して神風を萬一に待たんとするかと、

子平の禁錮せらるゝや、情眼せず、欠伸せず、終日端然とし、年を閱するもの、終始一の如し、後病に罹りて、漸く重きに至りしかば、兄之を憂へ、友人をして吾子罪を得ると雖も、其心嘗て天地に愧づる所なし、他日必ず青天白日の身とならむ、請ふ少しく逍遙遊息して自愛せよ、官も亦之を黙するならん、若し然かせずして、万一の事あらば、尊兄の遺憾如何ぞやと言はしめけるに、子平曰く、是の如くんば、是れ上を欺くなり、假令他に知る者なきも、豈に天を恐れ

さらんやとて従はず、病愈篤くして、終に没す、時に年四十餘、後數年ならずして、將軍家齊太政大臣に陞りしを以て、大赦を行ひければ、子平も亦追赦せられぬ、明治の大御世に至り、子平が愛國の誠意を嘉賞せられ、里門に旌表し、更に祭糝料を賜はり、正五位を贈らる、

○私好ヲ以テ、公義ヲ害セス

○君子ハ、其ノ睹ザル所ニ慎ミ、其ノ聞ザル所ニ恐ル、

(朱子)

○其身ノ安泰ナルハ、國法ノ爲メナリ、

(西語)

○國家ノ法令ハ、謹ミテ之ヲ守リ、敢テ犯スコト勿レ、是亦親ニ孝ナル一端ナリ、

(童子習)

○君ニ事フルニハ、力ヲ竭シテ、以テ事ニ役ス、命ニ違フコトアルヲ聞カズ、

(國語)

○憲法ハ君臣固ク之ヲ守リテ、敢テ違フコトナレ、

(西哲ノ言)

○日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ、納税ノ義務ヲ有ス

(憲法)

○日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ、兵役ノ義務ヲ有ス

(憲法)

廿二 楠正行の傳

楠正行は、正成の子なり、延元元年、足利尊氏、西國の大軍を率ゐて、都に攻め上らんとせしかば、詔して正成を攝津國に遣はし、義貞と力を併せて、之を防がしめ給ふ、此の時正

成櫻井驛に至り、正行を召し、懇に誠めて曰く、吾れ聞く、獅子は、子を産みて三日を経れば、これを千仞の壑中に擲じて、其力を試むと、今汝齡已に十歳を超えたり、心あらは能く、吾が一言を記憶せよ、此の度の戦、實に天下安危の分るゝ所なれば、今生にて再び汝を見んこと思ひもよらず、我死なば、天下は終に尊氏の物となりぬべし、其時に當りて、汝苟くも身を保ち、家を安せんが爲に、吾が多年の忠烈を顧みず、降を朝敵に乞ひ、未練の働をなして、笑を衆に取ること勿れ、一族郎等の者、一人たりとも生き残りて有らん限りは、金剛山の城に閉ぢ籠りて、再び忠義の旗を翻すべし、汝の孝行これに過ぎたるはなきことぞとて、河内へ返し遣はしけり、

正成果して、湊川の戦に討死したりけれ、尊氏その忠節を感じて、首を河内に送りしに、正行これを見て、悲痛に堪へず、直ちに別室に走せ行くを、母怪みて窺へば、父が形見にとて遣したる短刀を逆手に持ち、今や自殺せんと、身掃へしけるにぞ、母は驚きて走り寄り、正行の腕に取すがり、涙を流して誠むるやう、汝幼くとも父の子ならば、かばかりの理に迷ふ可らず、能々事のやうを思ひて見よ、父が汝を櫻井より返したまへるは、死に就くを哀みてにも非ず、又汝に無き跡とむらはせん爲にも非ず、父より賜はりたる短刀は腹切れとてのことならず、君のおはしまさん限りは、殘黨を集めて、再び勤王の兵を起せとなり、汝まのあたり遺言を承り、還りて母に告げたる、其辭今尙は耳に残

れるを、早や汝は之を忘れたるにや、斯くては君の御用に立ち參らすべしとも覺えずとて、刀を奪ひ取りたりければ、正行大に感悟して、是れより父の遺誠、母の教訓を奉じ、常に兒童と遊ぶにも、敵を逐ふのさまをなし、是は朝敵を逐ふなりと、又首を斬るのさまをなし、是は尊氏の首を斬るなりと云ひて、只管國賊を平け、父の怨を晴さんと思ふの外、更に餘念無かりけり。

正行既に長じて、父の遺衆を集めて、南朝に仕へ、後村上天皇の正平二年九月、賊將細川顯氏を譽田林に破り、十一月山名時氏を瓜生野に破れり、されば天皇は深く其誠忠を嘉みし給ひ、嘗て宮女某を賜はらんとしけるに、正行はとて世にながらふべくも有らぬ身を

かりの契りをいかで結はん

と一首の歌を詠りて、之を受けさりさ、

尊氏、正行の兵勢日に熾なるを見て、大に懼れ、正平三年正月、二十餘州の兵を發し、高師直師泰に之を授けて、正行を撃たしむ、是に於て、正行弟正時と、吉野の行宮に至り、奏して曰く、先臣正成の戦死せし時、臣年十一なりしか、遺言するに國賊を滅ぼすを以てせり、臣今年既に壯なれども、常に恐る待つこと有るの身を以て、不慮の病に罹り、上は不忠の臣となり、下は不孝の子とならんことを、今賊大舉して來り犯さんとす、是れ實に臣が命を致すの秋なり、若し彼が首を獲るに非ずんば、臣が首を彼に授けん、臣が生死は今日に決せり、願くは一たび天顏を拜するを得て、然る

後に陣出せんと、こゝに於て天皇御籬を掲げさせられ、親しく正行を勞ふて宜ふやう、前日戦ひ毎に捷を得て、大に賊勢を挫けるを以て、朕深く汝が累世の忠勳を嘉みず、今賊大舉して來ると聞く、事固より容易ならざ、然れども兵の進退は、宜しきに適ふを貴ぶ、汝は朕の股肱なり、宜しく自重すべしと、正行感泣して退出し、後醍醐天皇の廟を拜し、誓て曰く、戰若し利あらざれば、生きて還らじと、乃ち一族百四十三人の姓名を、如意輪堂の壁板に書し、其後に、

かへらじとかねて思へば梓弓

なまかすに入る名をぞとへむる

と一首の歌を書き添へ、即日吉野を發して敵陳へ向ひた

り、斯くて賊軍を逆へ撃ちて、大に四條畷に戦ひけるが、此の時正行の兵は、僅に三千にして、賊の兵は八萬に餘れり、巳の時より申の時に及ぶ迄、凡そ三十餘合、賊の數千人を殺傷して、師直の陣に迫る、上山某師直と偽り、陣を冒して戦死す、正行大に喜び、首を空中に擲け、手づから受くるを再度、既にして其偽なるを知り、首を地に投げ、罵りて曰く、汝は上山か、汝亦無双の朝敵なり、而れども其勇は則ち稱すべしと、乃ち衣袖を断ち、首をつゝみて、畔上に置き、更に進みて師直の軍に迫りける、我が兵死亡殆んど盡き、正行身に數箭を被むりしかば、事の遂に爲すべからざるを察し、大に呼びて曰く、事畢れり、賊の爲めに獲らるゝこと勿れと、いひをはりて弟正時とさし違へて斃る、時に年二十



三、正行資性忠孝にして、又能く部下を愛す、故に部下悉く  
従死せり、

廿三 弘安の役

龜山天皇の文永五年二月、元主忽必烈使を遣はして、好を  
通せんことを求む、

朝廷鎌倉に命じて、之を議せしむ、時に北條時宗執權たり  
けるが、元使の書辭無禮なるを怒り、其使者を却け還せり、  
八年、元の使、趙良弼又來り、書を獻じて答書を求む、朝廷答  
書を草して、鎌倉に示せるに、時宗是れ神州の威を墜すも  
のなりとて、乃ち趙良弼を逐ひ還さしめき、

斯くて、後宇多天皇の文永十一年に、元兵三万筑紫の太宰  
府を犯す、府兵力戰して之を却く、建治元年四月、元の使杜

世忠何文著等九人、また來りて必ず答書を得んとしける  
に、時宗世忠以下五人を斬り、沿海の兵備を修めしむ、

弘安二年、元又使を遣はして通好を求めければ、時宗又命  
じて二人を斬る、元主これを聞きて、大に怒り范文虎を將  
とし、兵十餘万船艦數百艘を以て來り寇せしむ、我が兵之  
を壹岐對馬に防ぎて利あらず、龜山上皇深く宸襟を惱ま  
せ給ひ、御躬から石清水に祈り、宸筆を伊勢の太廟に奉じ、  
身を以て國難に代らんことを祈らせ給ふ、六月、元の兵筑紫  
に來り、五龍山に據りて、平戸を攻めけるに、九州探題北條  
實政、これを防ぐ部將草野七郎、兵船二艘に乗じて、夜元の  
兵艦を襲ひ、火を放ちて二十餘人を斬獲せり、元の兵乃ち  
大艦を列ね、之を繋ぐに鐵鎖を以てし、每艦の間に板を敷

さて、馳騁を自在にし、弩を艦上に列して、大砲を放ちけるにぞ、我が兵船これが爲に撃破せられ、死傷頗る多く、容易に近づくことを得ざりしに、河野通有、輕舸を飛ばして進み、橋を以て梯に代へ、攀ちて敵艦に登り、刀を揮ふて數十人を斬り、其艦將を生擒す、安達次郎大友貞親等、亦繼ぎて進み、敵兵數十人を殺せしかば、元兵竟に上陸すること能はず、退きて鷹嶋を保せり、范文虎我が兵の驍勇なるを恐れて、先づ免れ去る、八月晦、夜颶風大に起り、怒濤山の如くなりければ、敵艦ために覆没し、溺死する者數を知らず、敗卒猶ほ千餘人あり、鷹嶋に據りて、破船を修繕して、歸國の計をなしけるを、少貳景資勢に乗じて之を掩殺し、俘虜三人を縦して國に還らしむ、始め元の兵十萬に餘りけるが、

是に至り、生きて還る者僅に三人なりき、元主憤怒し、再び大舉して來寇せんとせしに、臣下の諫に因りて、竟に止む、是れより元復た我が國を窺はざるは、時宗の力多きに居る、然れども國民舉りて愛國の志操確固なるに非ざれば、焉んぞ支那を略取し、歐羅巴の半を掠めたる元の猛兵を殲にし、豪膽なる忽必烈をして、畏懼せしむるを得んや

- 義ヲ見テセサレバ勇ナキナリ (論語)
- 難キニ臨ミテ苟モ免ル、コト勿レ、 (禮記)
- 事義ニ合ヘバ、大ナリトイヘトモ懼レス、 (薛文清話)
- 君難ニ赴クハ忠ナリ、王事ニ死スルハ義ナリ、 (晉書)

○ 胆勉事ニ從ヒテ、敢テ、勞ヲ告ケズ、

(詩經)

○ 危キニ臨ミテ懼レズ、義ニ當リテ其身ヲオレマザルハ

○ ヨレ君子ノ、變ニ處スルノ道ナリ

(慎思錄)

○ 男兒國家ノ爲ニ、死ヲ甘ンスルコト、餞ノ如クシハ、芳名

ヲ千載ニ傳フルコトヲ得ン、

(古語)

○ かはねをは岩はのこけにうづみてぞ雲井の空に名を

ぞとよむる

(高橋紹運)

第四編

今上天皇の聖德

今上天皇、御諱は睦仁と申し奉り、孝明天皇の第一の皇子に在まし、御母は新宰相、局中山氏、諱は慶子と申して、准大臣忠能の女なり、

嘉永五年九月二十日、御降誕、あらせ給ひ、萬延元年六月、皇太子と爲らせ、慶應三年正月、御位に即き給ふ、

慶應三年十月十四日、時の將軍徳川慶喜、上表して、政權を奉還せんことを請はれしを以て、翌十五日詔を下して、その請願を允したまへり。これ中古より數百年間、武家に移りし政權を、王室に復し、鎖國の國是を革めて、大いに開化に趨き、僅に廿餘年の間に、立憲政治の基礎を定め給へる

起原にてありける。

ついで十二月九日、大政復古の詔を下したまへり。詔に曰く、

自今以後、大小ノ政令、天下公平ノ議ニ從ヒ之ヲ執スルニ衷ヲ以テス。爾來庶宜ク之ヲ體シテ以テ報國ノ誠ヲ効スベシ。

明治元年正月、慶喜兵を率ゐて京都に入らんとしければ、官軍撃ちて之を却けり。慶喜の東走するや、大に東征の師を起し、諸藩の兵を徴し、熾仁親王を拜して、征討大總督と爲し給ふ。

三月十四日、天皇南殿に出御ましまし、公卿諸侯を率ゐて、天神地祇を祭らせ給ひ、五事をあけて誓約し給へり。其誓文に曰く、

一 廣ク會議ヲ起シ、萬機公論ニ決スベシ。

一 上下心ヲ一ニシ、盛ニ經綸ヲ行フベシ。

一 官武一途、庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。

一 舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ。

一 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

同月、府縣に令して、小學校を設けしむ。是實に普通教育を全國に布かるゝの基にして、當時未だ完全の教則によりて、子弟を教育するに至らずといへども、其端緒を開かれしは、此時を以て始とす。これ皆 聖旨の渥きより出るところなれば、人々おもはざるべからざるなり。是後三年六月に至りて、東京府下に小學校を設け、八月中學校を設くるに至れり。